第３次焼津市障害者計画

～地域で　共に支え　高めあう　まちへ～

平成25年３月

焼津市

はじめに

現在、障害のある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。障害のある人の自立及び社会参加の支援などのため、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。新たな障害福祉施策を推進するために、平成 25 年４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）」が施行されます。

このような中、国における各種制度の改正等を見据えつつ、平成 19 年度に策定された「焼津市障害者計画」の期間満了に伴い、その成果と課題を踏まえ障害福祉施策の更なる充実を図るため、新たに平成25 年度から平成29 年度を計画期間とする「第３次焼津市障害者計画」を策定いたしました。

焼津市では、障害福祉に対する理解と認識をさらに深め、「地域で　共に支え　高めあう　まちへ」を基本理念とした本計画に基づき、地域全体で支え合う体制づくりを促進し、障害のある人もない人も地域で共に安心して暮らすことのできる共生社会の実現をめざします。障害者関係団体や関係機関などと密接な連携を図りながら、様々な施策に全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆さまの更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見や真摯なご討議をいただきました焼津市障害者計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などにご協力いただきました市民、障害者関係団体、事業所の皆さまに心から感謝し、お礼を申し上げます。

平成 25 年３月

焼津市長　　中野弘道

目　次

第１章　基本的な考え方 1
（１）計画の趣旨 2
（２）国の法制度の動向 2
（３）計画の位置づけ 4
（４）計画の期間 5
（５）計画の対象 5
（６）計画の策定にむけて 6

第２章　障害のある人を取り巻く現状 7
（１）焼津市の状況 8
（２）障害のある人の状況 10
（３）アンケート調査からみる障害のある人の状況 21
（４）障害福祉サービス事業所アンケート調査結果の概要 35
（５）障害者関係団体ヒアリング調査結果の概要 36
（６）障害のある人との意見交換会の概要 40

第３章　計画の基本理念 43
（１）計画の基本理念 44
（２）計画の基本方針と施策体系 44

第４章　施策の推進 49
基本方針１　相互理解と交流の促進 50
（１）啓発・広報活動の推進 50
（２）地域福祉活動の推進 52
（３）社会参加の促進 55
（４）生涯学習の充実 58
（５）情報バリアフリー化の充実 60
基本方針２　療育・保育・教育の推進 62
（１）療育・保育の充実 62
（２）学校教育の充実 64
基本方針３　生活の安定と自立の支援 67
（１）経済的安定の確保 67
（２）就労支援体制の充実 69
（３）福祉的就労の確保 72

基本方針４　生活環境の整備 73
（１）住環境の整備 73
（２）福祉のまちづくりの総合的な促進 75
基本方針５　福祉サービスの充実 78
（１）総合的な相談支援体制の充実 78
（２）福祉サービスの充実 81
（３）サービス提供体制の推進 84
基本方針６　保健・医療サービスの充実 85
（１）疾病予防の充実 85
（２）保健・医療体制の充実 86
基本方針７　防災・災害対策の整備 89
（１）災害への備えの推進 89
（２）災害時の体制の整備 90

第５章　計画の推進体制 93
（１）庁内連携体制の整備 94
（２）地域における各関係機関・団体、企業との連携 94
（３）焼津市障害者自立支援ネットワークの充実 94
（４）県、近隣市町との連携 94
（５）計画の進捗管理 95

関連資料 97
（１）計画策定の経緯 98
（２）策定委員会委員名簿 99
（３）庁内幹事会委員名簿 100
（４）焼津市障害者計画策定委員会設置要領 101
（５）障害者基本法（概要） 102
（６）用語解説 104

参考資料 113
（１）焼津市災害時要援護者避難支援計画の概要パンフレット 114
（２）福祉避難所一覧 118
（３）やいづ防災メールの登録方法 119

第１章　基本的な考え方

第１章　基本的な考え方

（１）計画の趣旨

本市では、平成 10 年３月に「焼津市障害者計画　ふれあいタウン 21」を策定し、その後、社会環境の変化や法制度の変遷などを受けて、平成 19 年３月に市町村障害者計画として「焼津市障害者計画～共に支え　高めあう　まちへ～」を策定し、障害福祉施策の充実に努めてきました。

現在、障害のある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、国においては平成 23 年８月に障害者基本法が改正され、平成 24 年６月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。さらに、今後の大きな法整備として、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律（以下「障害者差別禁止法」という。)」の制定が予定されています。

このたび、このような各種制度の改正などを踏まえるとともに、焼津市で進めるべき障害福祉施策の方向性と具体的な施策を示した「第３次焼津市障害者計画」を策定し、焼津市における障害福祉施策の計画的な推進を図ります。

（２）国の法制度の動向

平成 19 年３月に策定した「焼津市障害者計画～共に支え　高めあう　まちへ～」の計画期間中における、障害のある人に関連する各種制度・法律などの動向は以下のようになっています。

平成 19 年

○平成19年４月に、様々な障害に対応した適切な指導と支援を行うための特別支援学校制度の創設や、小中学校などにおける特別支援教育を推進する「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されました。

平成 21 年

○平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。平成22年１月から、障害当事者（障害のある人本人及びその家族）を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた検討が行われてきました。

平成 22 年

○平成22年12月に「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、利用者負担について応益負担から応能負担を原則にすることが明確化されるとともに、相談支援体制の強化、障害児支援の強化などが図られました。（平成23年10月に一部施行、平成24年４月施行）

平成 23 年

○平成23年６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務が発生することとされました。（平成24年10月施行）

○平成23年８月に「障害者基本法」が改正され、目的規定や障害者の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれました。（平成23年８月に一部施行、平成24年５月施行）

平成 24 年

○平成24年６月に「障害者総合支援法」が制定され、「障害者自立支援法」は実質的に廃止されます。（平成25年４月施行、一部は平成26年４月施行）

○平成24年７月に「障がい者制度改革推進会議」は廃止され、内閣府に、障害者基本法に基づき、障害者基本計画の策定やその実施状況の監視を行い、必要に応じて関係大臣に勧告ができる機関としての役割を担う「障害者政策委員会」が設置されました。

今後の予定

○平成25年以降、「障害者差別禁止法」の制定及び国連の「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の批准をめざしています。

（３）計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、焼津市における障害福祉施策の基本的な方向や目標を総合的に定めたものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」、静岡県の「静岡県障害福祉計画（ふじのくに障害者プラン21）」などの内容を踏まえるとともに、焼津市における「第５次焼津市総合計画」や「焼津市障害福祉計画」などの、上位計画・関連計画と整合・調整を図りながら策定しました。

■計画の関連イメージ

（４）計画の期間

本計画の計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの５年間とします。ただし、国の法改正などの動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

（年度）	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第5次 焼津市総合計画					前期基本計画			後期基本計画				
焼津市障害者計画	前計画						本計画					
焼津市障害福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			

※「焼津市障害者計画」については、平成 23 年8月に改正された「障害者基本法」を踏まえるため、前計画期間を平成 24 年度まで延長しました。

（５）計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法第２条に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援をめざすこととします。

■本計画における「障害のある人」

〇身体障害のある人（①視覚障害、②聴覚または平衡機能障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器などの機能障害）
〇知的障害のある人
〇精神障害のある人（統合失調症、うつ病、その他の精神疾患を有する人）
〇特定疾患のある人（難病患者）
〇高次脳機能障害のある人（記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的機能障害、病的欠如）
〇発達障害のある人（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害）

（６）計画の策定にむけて

本計画の策定にむけて、障害のある人の状況や課題をしっかりと把握することを重視し、次のとおり、アンケートやヒアリング、意見交換会の実施により、可能な限り障害のある人や障害福祉に携わる関係者の意見をうかがいました。いただいた貴重なお話やご意見などを参考とし、本計画を策定しました。ご協力いただきましたすべての皆さまに感謝を申し上げます。

１　アンケート（障害のある人、障害のない人）

障害のある人（障害者手帳所持者）と、障害のない人を対象とし、障害のある人を取り巻く生活課題や意識、実態、意見などを把握しました。

２　障害福祉サービス事業所アンケート

障害のある人を対象とする市内の障害福祉サービス事業所に対してアンケートを実施し、サービスの現状や求められているサービスについて、今後の障害福祉施策に求めるものなどについて意見をうかがいました。

３　関係団体ヒアリング

障害者関係団体やボランティア団体に対してヒアリングを実施し、団体の活動や、焼津市において必要なサービス・支援について、今後の障害福祉施策に求めるものなどについて意見をうかがいました。

４　障害のある人との意見交換会の開催

障害のある人自身の意見を聞く会を開催し、日常生活や仕事、相談などについて意見をうかがいました。

５　策定委員会及び庁内幹事会における検討

障害者関係団体、保健または医療機関、教育機関、雇用・就労関係者、学識経験者、相談支援事業者、行政機関などの関係者で構成された「策定委員会」、ならびに施策に関わる庁内の関係各課で構成された「庁内幹事会」において、策定手法や施策に関する検討を行いました。

第２章　障害のある人を取り巻く現状

第２章　障害のある人を取り巻く現状

（１）焼津市の状況

1　人口の状況

本市の総人口は、平成 20 年以降ほぼ横ばい状態にあるものの、平成 23 年現在の高齢化率は 23.7%であり、高齢化が徐々に進行している状況にあります。一方、15 歳未満の人口は平成 20 年以降ほぼ横ばい状態で推移しており、本市においても少子高齢化が進行しています。将来的には総人口は減少し、さらに高齢化が進むことが予測されます。

■総人口の推移（各年 12 月末現在）と推計

※平成 27 年、平成 30 年の推計値については、「第5次焼津市総合計画」を参考とし、算出しました。

資料：住民基本台帳（※外国人登録人口含まず）

本市の５歳階級別人口をみると、60～64 歳のいわゆる団塊の世代の人口が多くなっており、今後 10 年間に団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者へと移行していきます。

■人口ピラミッド（平成 23 年 12 月末現在）

資料：住民基本台帳（※外国人登録人口含まず。）

（２）障害のある人の状況

１　身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 20 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。年齢別の内訳は、65 歳以上が全体の６割強を占めています。

■手帳所持者の推移（各年度末現在）

資料：焼津市地域福祉課

障害等級別の身体障害者手帳所持者数は、平成 23 年度末現在、１級が 36.1％、２級が 15.1％となっており、１級及び２級で全体の半数以上を占めています。

障害種別の身体障害者手帳所持者数は、平成 23 年度末現在、肢体不自由が 57.0％と、全体の半数以上を占めており、次いで内部障害が 29.3％となっています。

■障害等級別手帳所持者数の状況
（平成 23 年度末現在）

資料：焼津市地域福祉課

■障害種別手帳所持者数の状況
（平成 23 年度末現在）

資料：焼津市地域福祉課

２　療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成 20 年度以降、18 歳未満、18 歳以上ともに増加傾向にあります。

■年齢別手帳所持者数の推移（各年度末現在）

資料：焼津市地域福祉課

判定別の療育手帳所持者数は、平成 23 年度末現在、Ａ判定（重度）が 39.7％、Ｂ判定（中軽度）が 60.3％となっています。

■判定別手帳所持者数の状況（平成 23 年度末現在）

（総数：946）

資料：焼津市地域福祉課

3　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 22 年度まで増加傾向にあったものの、平成 23 年度は減少しています。一方、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 20 年度以降、継続して増加しています。

■手帳所持者数の推移（各年度末現在）

資料：焼津市地域福祉課

障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度末現在、１級が 9.6%、２級が 61.1%、３級が 29.3%となっています。

■障害等級別手帳所持者数の状況（平成 23 年度末現在）

（総数：488）

資料：焼津市地域福祉課

4　難病患者の状況

本市の特定疾患医療費受給者数は、国指定疾患は平成 19 年度以降増加し、県指定疾患はほぼ横ばい状態で推移しています。

■特定疾患医療費受給者数（各年度末現在）

資料：中部健康福祉センター

難病（特定疾患）

難病対策要綱（昭和47年、厚生省）による難病は、

①原因が不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、再生不良性貧血、悪性関節リウマチ）

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者））

と定義し、医学的・社会的の２つの観点から整理しています。

平成24年４月現在、原因の究明と治療方法の確立を目的に、130の疾患が「難病」として国の調査研究事業の対象となっており、そのうち難治性及び重症度が高い56の疾患と先天性血液凝固因子欠乏症等について、国と県が半分ずつ医療費の公費負担を行い、受療を促しています。

また、静岡県では、さらに橋本病と突発性難聴の2疾患について、県単独事業として医療費の公費負担を行っています。

5　障害のある児童・生徒の教育環境の状況

市内の小学校では特別支援学級、ことばの教室、まなびの教室が７校に、中学校では特別支援学級が５校にそれぞれ配置されています。

■特別支援学級・ことばの教室・まなびの教室の配置状況（平成25年4月現在）

学校名	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	肢体不自由学級	ことばの教室	まなびの教室
小学校					
焼津東	●	●			
焼津西					
焼津南				●	●
豊田					
小川	●	●			●
東益津					
大富	●				
和田					
港			●		
黒石					
大井川東					
大井川西	●				
大井川南	●	●		●	●
中学校					
焼津	●	●			
大村					
豊田					
小川	●				
東益津					
大富	●				
和田					
港			●		
大井川	●	●			

資料：焼津市教育委員会

小学校、中学校における特別支援学級の在籍状況は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。特に、「自閉症・情緒障害学級」に通う児童・生徒が増加しています。

■小学校、中学校における特別支援学級の在籍状況（各年5月1日現在）

資料：焼津市教育委員会

※グラフの凡例について、「知的」は「知的障害学級」、「自・情」は「自閉症・情緒障害学級」、「肢体」は「肢体不自由学級」です。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

障害の程度が比較的軽度で通常の学級に在籍している児童に対して、通級による指導教室を開設しています。言語に遅れなどがある児童は「ことばの教室」に、発達障害などのある児童は「まなびの教室」に通級します。

通級による児童数の推移は、「ことばの教室」は増減しながら横ばい状態となっています。「まなびの教室」については、年々児童数が増加しています。

■通級による指導を受けている児童数の推移（各年５月１日現在）

資料：焼津市教育委員会

特別支援学校に在籍している焼津市からの児童・生徒数は、幼稚部が３人、小学部が 70 人、中学部が 30 人、高等部が 60 人、合計 163 人となっています。なかでも、藤枝特別支援学校の在籍者数が最も多く、小学部が 58 人、中学部が 23 人、高等部が 49 人、合計 130 人となっています。

■特別支援学校に在籍している焼津市からの児童・生徒数（平成 24 年5月現在）

学校名 （所在地）	種別	幼稚部 （人）	小学部 （人）	中学部 （人）	高等部 （人）	合計 （人）
藤枝特別支援学校（藤枝市）	知的・肢体	ー	58	23	49	130
藤枝特別支援学校駿遠分教室 （島田市）	知的	ー	1	1	ー	2
静岡大学教育学部附属特別支援学校 （静岡市葵区）	知的	ー	1	0	3	4
静岡視覚特別支援学校（静岡市駿河区）	視覚	0	0	0	2	2
中央特別支援学校（静岡市葵区）	肢体・病弱	ー	2	1	4	7
静岡北特別支援学校安倍分教室 （静岡市葵区）	知的	ー	2	0	ー	2
静岡聴覚特別支援学校（静岡市駿河区）	聴覚	3	0	2	ー	5
静岡南部特別支援学校（静岡市駿河区）	肢体	ー	4	2	ー	6
浜松視覚特別支援学校（浜松市中区）	視覚	0	0	0	1	1
沼津聴覚特別支援学校（沼津市）	聴覚	0	0	0	1	1
東部特別支援学校川奈分校（伊東市）	病弱	ー	2	1	ー	3
合　計		3	70	30	60	163

資料：各特別支援学校

藤枝特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、高等部が増加傾向にあるほかは、ほぼ横ばい状態で推移しています。

なお、平成 25 年４月１日には、県立焼津水産高等学校内に藤枝特別支援学校焼津分校として就職を目指す知的障害のある生徒を対象とした高等部が新設され、本市ほか近隣市町からも生徒の受け入れを行うこととなります。

■藤枝特別支援学校に在籍する児童・生徒数の推移

資料：藤枝特別支援学校

■藤枝特別支援学校焼津分校概要

項目	概　要
開校予定日	平成 25 年4月1日
設置場所	県立焼津水産高等学校内（焼津市焼津5丁目５－２）
対象障害種別	知的障害のある生徒
学部	高等部
想定生徒数	各学年2学級（1学級９人） 計 54 人程度
想定通学範囲	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市（榛原中学校区）、吉田町、川根本町
登校者・特徴	卒業後、就労を希望する生徒を対象にして、「地域で自立し、貢献できる人」を目標としたカリキュラムを実施し、就職率 100％をめざします。

６　障害のある人の雇用の状況

「平成 23 年度焼津市企業実態調査」（焼津市商工課）によると、市内での障害のある人の正規従業員での雇用は 201 人であり、うち身体障害のある人は 137 人（68.2%）、知的障害のある人は 56 人（27.9%）、精神障害のある人は８人（4.0%）となっています。

今後の障害のある人の採用予定については、回答した 1,814 社中「増員する」は 3.5%、「減員する」は 0.1%、「現状維持」は 21.3%、「障害のある人の採用を予定していない」が 59.4%となっています。従業員規模では、「200 人以上」の事業所で「増員する」割合が 61.1%となっています。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用義務がある 56 人以上規模の事業所は 127 事業所、そのうち１人以上障害のある人を雇用している事業所は 42.5%、法定雇用率 1.8%を満たしている事業所は 25.9%にとどまっています。
（※法改正により平成 25 年４月１日からは、50 人以上規模の事業所が雇用義務の対象となります。）

障害のある人の雇用が進まない理由としては、「職種・仕事内容への適応」が 61.7%と最も高く、次いで「事故・トラブルに関する不安」（40.9%）、「意思疎通に不安がある」（22.1%）となっています。（下のグラフ「障害のある人の雇用についての問題点」を参照）

また、平成 24 年６月現在のハローワーク焼津管内（焼津・藤枝）の民間企業における障害のある人の雇用率は 1.79%、焼津市の公的機関における障害のある人の雇用率は 2.10%となっています。

■障害のある人の雇用についての問題点

資料：平成 23 年度焼津市企業実態調査（焼津市商工課）

■民間企業における障害のある人の雇用状況（各年６月１日現在）

※民間企業：法定雇用率 1.80％

	雇用率（％）		
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
焼津市・藤枝市（※）	1.90	1.80	1.79
静岡県	1.68	1.61	1.65
全国	1.68	1.65	1.69

※ハローワーク焼津管内（焼津・藤枝）の数字です。

資料：ハローワーク

■公的機関における障害のある人の雇用状況（各年６月１日現在）

※公的機関：法定雇用率 2.10％

	雇用率（％）		
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
焼津市の公的機関	2.41	2.09	2.10
静岡県の公的機関	2.23	2.22	2.30
国の公的機関	2.29	2.24	2.31

※実雇用率が法定雇用率を下回っていても、障害者雇用における不足人数が0人となることもあり、平成 23 年の焼津市の公的機関についても、法定雇用率は達成しています。

資料：ハローワーク

（３）アンケート調査からみる障害のある人の状況

１　実施概要

第３次焼津市障害者計画の策定にあたって、障害者手帳を所持している障害のある人と障害のない人（20 歳以上）を対象に、平成 24 年９月に郵送によるアンケート調査を実施しました。

■回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
障害のある人	2,314	1,171	50.61%
障害のない人（20 歳以上）	1,479	665	44.96%

２　調査結果の見方

●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、調査結果の読み取り文、グラフ、表においても反映しています。

●複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

●図表中の「N（number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

３　調査結果のまとめ

アンケート調査の主な結果は、次のとおりです。

①　障害のある人に対する差別や偏見

焼津市において障害を理由とした差別や偏見について、「常にある」と「時々ある」を合わせた『ある』は、身体障害のある人は22.0％、知的障害のある人は51.2％、精神障害のある人は44.3％となっています。

また、障害のない人は26.7％が『ある』と回答しています。

■障害のある人に対する差別や偏見の有無

※各障害のある人の総数(N)は、障害者手帳を複数所有している人を含みます。

障害を理由とした差別や偏見が『ある』と感じる場面は、身体障害のある人、知的障害のある人は「まちなかでの人の視線」がそれぞれ 50.4%、67.9%と最も高く、精神障害のある人は「仕事や賃金」が 57.6%と最も高くなっています。

また、障害のない人が差別や偏見が『ある』と感じる場面は、「まちなかでの人の視線」が 54.7%と高くなっています。

■障害のある人に対する差別や偏見を感じる場面

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

②　就労形態と働く上での重要な条件

仕事をしている障害のある人の就労形態について、いずれの障害のある人も「福祉施設・事業所などへ通所」が高くなっていますが、身体障害のある人は「企業などで正社員・正職員として」が22.3%と他の障害のある人よりも高くなっています。

また、身体障害のある人は「自営業を営んでいる」が16.2%、精神障害のある人は「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして」が36.5%と、それぞれの障害特性により、就労形態に違いがみられます。

■障害のある人の就労形態

働く上で重要な条件は、障害のある人も障害のない人も「障がいの程度にあった仕事であること」「障がいの程度にあった勤務条件であること」「障がいのある人に対する周囲の理解があること」が上位にあがっています。

■障害のある人が働く上での重要な条件

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

③　悩んでいることと相談先

悩んでいることについて、身体障害のある人及び精神障害のある人は「自分の健康・治療のこと」がそれぞれ 48.2%、64.6%、知的障害のある人は「緊急時・災害時のこと」が 33.8% と最も高くなっています。なお、精神障害のある人は「仕事・就職のこと」や「家事（炊事・掃除・洗濯）のこと」といった、他の障害のある人にはない項目が上位となっています。

■悩んでいること

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

悩んでいることの相談先について、いずれも「同居している家族・親戚」が最も高くなっています。なお、家族・親戚以外の相談先では、知的障害のある人は「福祉施設の職員」、精神障害のある人は「医療機関」が上位となっています。

■悩んでいることの相談先

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

④　今後の暮らし方

　今後の希望する暮らし方について、いずれの障害のある人も「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、知的障害のある人は、他の障害のある人と比べて「福祉施設で暮らしたい」や「仲間と地域で共同生活がしたい」の割合が高くなっています。いずれの障害のある人もひとり暮らしや家族との暮らし、共同生活など、地域で暮らしたいという希望が多くなっています。

■今後の暮らし方について

⑤　災害時要援護者リストへの登録状況など

焼津市では、災害時に支援が必要となる人（障害のある人や高齢者など）を対象に、スムーズな避難や安否確認を行うための災害時要援護者リストへの登録を促しています。

災害時要援護者リストへの登録状況は、「登録している」は身体障害のある人が 19.3%、知的障害のある人が 23.8%、精神障害のある人が 9.9%となっています。

災害時要援護者リストに登録していない理由について、身体障害のある人は「自力で避難できる」が 37.8%と最も高いものの、他の障害のある人と同様に「計画を知らない」が 36.3%と上位になっています。知的障害のある人及び精神障害のある人は、「計画を知らない」がそれぞれ 38.5%、49.1%と最も高くなっています。

その他、精神障害のある人は「個人情報を知られたくない」「計画がよく理解できない」が上位となっています。

■災害時要援護者リストへの登録の有無

■災害時要援護者リストへ登録していない理由

⑥　災害時に必要な支援

災害時に必要な支援について、身体障害のある人及び知的障害のある人は「障がいのある人に対応した避難所を整備してほしい」がそれぞれ 38.8％、55.6％と最も高く、次いで「災害情報を早く知らせてほしい」がそれぞれ 37.6％、47.8％となっています。精神障害のある人は、「災害情報を早く知らせてほしい」が 45.8％と最も高く、次いで「安否確認のための見守り・声かけをしてほしい」「障がいのある人に対応した避難所を整備してほしい」がともに 22.9％となっています。

■災害時に必要な支援

⑦　介助者・支援者の困ることや不安　［介助者・支援者が回答］

介助者・支援者の困ることや不安について、身体障害のある人の介助者などは「災害時や緊急時の対応に不安がある」が 31.0%、知的障害のある人及び精神障害のある人の介助者などは「介助者・支援者である自分が亡くなった後の行く末が不安である」がそれぞれ 56.4%、45.8%と最も高くなっています。

いずれの障害においても、災害時や緊急時に対する不安、介助者・支援者自身が亡くなった後についての不安などが上位となっています。

■介助者・支援者が困ることや不安

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

⑧　焼津市において今後重点的に取り組む必要があること

焼津市において今後重点的に取り組む必要があることについて、身体障害のある人は「医療機関やリハビリテーションを整備し充実してほしい」が 33.4%、知的障害のある人及び精神障害のある人は「福祉に関する情報提供や相談体制を充実してほしい」がそれぞれ 44.6%、39.1%と最も高くなっています。

いずれの障害においても、医療に関する整備、非常時や災害時の情報の伝達、福祉に関する情報提供や相談体制、居住環境の改善・整備が上位となっています。

■重点的に取り組む必要があること

身体障害のある人（N=623）

項目	%
医療機関やリハビリテーションを整備し充実してほしい	33.4
非常時、災害時の障がいのある人への情報伝達を充実してほしい	31.3
福祉に関する情報提供や相談体制を充実してほしい	30.3
障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備を図ってほしい	22.6
障がいの早期発見・早期治療を推進してほしい	16.9

※ 回答率が高い項目から5つを抜粋

⑨　自由意見の抜粋

焼津市の障害福祉について、障害のある人及び障害のない人の自由意見をそれぞれまとめました。

■障害のある人

1．障害への理解について

○普通学級の子ども達は、特別支援学級に通っている子のことを理解できていません。世の中には障害を持っている人など様々な人がいることや、障害を持っている人に対しての手助けの仕方などを教え、障害のある子を含むすべての子にとって学校生活がより良いものになる方法を見つけてほしい。
○障害のある子も地域の学校に通えることで、偏見が減ることに繋がると思います。地域に根付いた障害福祉ができる社会を望んでいます。
○子どもの頃から障害のある子と接することにより、大人になっても自然な支援ができると思います。幼稚園や保育所に障害のある児童を入園させるなどすればよい。お互いの成長のためにも、園児・小中学生との交流を増やしてほしい。
○障害のある子やその兄弟は偏見の目で見られます。近所の目が気になり、外にも出られないのが実情であり、障害のある人にも理解あるまちづくりを望みます。

2．福祉等に関する情報や相談支援体制の充実について

○親の年齢が高い人は情報不足なため、積極的に支援をお願いしたい。
○悩んでいる人が市へ相談に行くとは限らないため、広報などで制度の周知をしてほしい。経済的に厳しく、無理してでも働かなくてはならない障害のある人が恩恵を受けることができるように願います。
○障害のある人が相談できる場所がないので、障害のある人同士がコミュニケーションをとれる場や機会を増やしてほしい。
○家族内に障害のある人が複数いるケースでは、総合的に相談に応じてくれる場所がわかりません。介護者に対する支援をもっと充実してほしい。

3．居場所づくりについて

○特別支援学校の下校後に子どもを預かってくれる所がないため、仕事を見つけることが難しく、困っています。
○幼児期から大人まで、気軽に通える場所があるとよい。
○障害のある人が楽しく過ごせる場所を増やしてほしい。

4．就労支援体制について

○職業訓練や研修など、就労支援を充実してほしい。
○障害のある人が就職できるように、企業への働きかけを行ってほしい。

5．まちづくりについて

○まちなかの歩道や道路の段差、公共施設、駐車場、トイレなどを実際に車いすなどで検証したうえで、改善してほしい。

○歩道の整備や移動手段の充実を図ってほしい。

6．福祉施設の整備について

○重症心身障害児（者）に対応できるショートステイがないので、医療的ケアを必要とする障害のある人には病院を提供してほしい。

○緊急時にすぐ入所できる施設がほしい。

○介助者が老齢のため将来を考えると不安なので、施設の充実を望みます。

○生活介護施設とショートステイができるような施設があれば、入所できなくても家族で支え合って生活できると思います。

7．精神障害のある人を支える体制の充実について

○精神医療は自立支援医療で助かっていますが、年齢とともに他の医療も受診することがあります。他の障害のある人と同様、医療全般に対し助成があると助かります。

○精神障害に対し、「病気になるのは心が弱い、メンタルが弱い」などと偏見を持つ人がいます。病名を正直に記入し、仕事に就くことはできないため、障害への理解をしてほしい。

8．災害時について

○家から出ることすらできないため、災害時に高台への避難は厳しく、不安です。何か手立てを考えてほしい。

○非常・災害時の声かけなど、気にとめてもらえたらありがたい。

○毎年行われる防災訓練は健常者のためのもので、要介護者などの救助の段取りは一向に見えません。障害のある人や高齢者を置き去りにしない訓練も必要です。

○防災に関する同報無線など放送が聞こえにくいため、避難するなどの安全対策がとれません。津波が来ても避難する所がないのが実状です。

○医療物資のストックは、医療機関だけでなく各避難所にもあると安心です。

○災害時の障害のある人への支援は大きな課題だと思います。避難生活をすることとなった場合、災害初期・中期・長期のそれぞれにおいて、どのように対応してもらえるのか、時間軸に沿った災害時支援計画を示してほしい。特に自閉症の子がいる家庭には、家族ごと避難できる場所などの計画を立ててほしい。

■障害のない人

自由意見など
○今回計画を策定したら今まで以上に広報・啓発していくことが大切です。
○組長をした時に福祉弱者がいて、災害時にどう対応すべきか悩みました。障害のある人や高齢者も含めた避難地でのイメージがわきません。行政としてどのような対応を想定しているのか、その想定を市民に公開してほしい。防災リーダーだけでは障害のある人への対応は難しいと思います。
○ケガをして車いすや松葉づえを利用した時に、いつもは気付かなかったいろいろ不便なことがわかりました。行政の人たちも車いす、松葉杖など経験して、まちの中に出てみたらいかに障害のある人が住みづらいまちかがわかります。
○広報などで障害のある人が感じている焼津市の不便さ、障害のない人がちょっとだけ理解してくれると助かる事などを記事として取り上げてはどうでしょうか。お互いを知らないから、遠慮や偏見が生まれることもあると思います。
○ボランティア活動について興味があるので、登録の仕方やどのような活動をしているのかを知りたい。
○障害のある人と接することは、なるべく幼い時期から機会を持つことが必要です。手助けをすることも当たり前であるという認識を、小・中学校のうちからもってほしい。
○障害のある人との接し方がわからない人が多いと思います。私が小学校の頃は、一緒に授業を受けて遊んだりしていました。教育として必要なことだと思います。
○今、働いている職場にも障害がある人がいますが、初めはどう接したら良いのかわかりませんでした。障害のある人と接したことがない人には、戸惑ってしまうこともあります。市でも地域でも、気軽に交流する場があればよいと思います。
○障害のある人の権利擁護、成年後見制度について、本人、家族、市民が学べる環境をつくってほしい。
○最近、混雑しているからか、駐車場での優先車専用駐車場に普通に駐車している人をよく見ます。多くの人が無意識にしていることかもしれませんが、障害のある人にとっては大問題ではないかと感じます。

（４）障害福祉サービス事業所アンケート調査結果の概要

１　実施概要

第３次焼津市障害者計画の策定にあたって、市内の全障害福祉サービス事業所（31 か所）に対し、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などについてアンケート調査を実施しました。

■実施日時

対象	アンケート期間
市内の全障害福祉サービス事業所（31 か所）	平成 24 年９月 10 日～９月 25 日

２　調査結果のまとめ

アンケートにより調査を実施した結果、主な意見を以下の４項目にまとめました。

１．民生委員・児童委員との連携について

○地域での障害のある人への理解を促進するために、地域福祉において重要な役割を担う民生委員・児童委員との連携を深めることは重要であるとの意見がありました。

２．ホームヘルプにおける支援方法の習得について

○障害福祉におけるホームヘルプを担う居宅介護支援事業所は、介護保険制度からスタートしており、障害のある人への支援と高齢者への支援では支援方法が異なるため、障害のある人への支援方法をもっと勉強したいという意見が多くの居宅介護支援事業所よりありました。

３．家族などが介助・介護できなくなった時への支援体制の整備について

○「利用者や家族から事業所にあげられる相談や苦情はどのようなものか」において、「家族などが介助・介護ができなくなったときのこと」が 55.2%と最も多くなっています。介助者などがいなくなった後も自立した生活が送れるようにするため、グループホーム・ケアホームの整備を進める必要があるという意見が多くありました。

４．焼津市障害者自立支援ネットワークの推進について

○焼津市障害者自立支援ネットワークについて次のような意見があり、よりネットワーク内での活動を推進していく必要性が感じられました。

・全体会や他の連絡会がどのような取り組みをしているかを知りたい。また、全体会を見学したい。
・他市の自立支援協議会と交流する機会を持ちたい。
・ネットワークを通して市内障害福祉関係者とのつながりができ、お互いに情報交換や問題提起ができるようになったため、成果が出ている。

（５）障害者関係団体ヒアリング調査結果の概要

１　実施概要

第３次焼津市障害者計画の策定にあたって、市内の障害者関係団体とボランティア団体に対し、障害のある人を取り巻く現状や課題などを事前にヒアリングシートにより意見を収集し、後日面談によるヒアリングを実施しました。

面談によるヒアリングは、身体の障害者団体の６団体、知的・重症心身の障害者団体の２団体、精神の障害者団体の２団体、ボランティア団体の７団体を対象に実施しました。

■ヒアリング対象先一覧

身体の障害者団体（実施：平成 24 年 10 月 15 日(月)　19:00～21:00）	
1	焼津市身体障害者福祉協会
2	車いす友の会
3	輪々会
4	焼津市ろうあ福祉会
5	視覚障害者部会（焼津市身体障害者福祉協会）
6	焼津市難聴者・中途失聴者の会
知的・重症心身の障害者団体（実施：平成 24 年 10 月 17 日(水)　10:00～12:00）	
7	焼津市手をつなぐ育成会
8	焼津市重症心身障害児（者）を守る会
精神の障害者団体（実施：平成 24 年 10 月 24 日(水)　10:00～12:00）	
9	ＮＰＯ法人精神保健福祉　焼津心愛会
10	ＮＰＯ法人精神保健福祉　大井川心愛会
ボランティア団体（実施：平成 24 年 10 月 25 日(木)　19:00～20:30）	
11	手話サークル　さざなみ
12	点字サークル　六星会
13	録音奉仕グループ　しおざい
14	点字サークル　焼津タンポポ
15	精神保健福祉ボランティア　ととろ
16	手話サークル　つばさ
17	グループ　ほうたる

２　調査結果のまとめ

事前のヒアリングシートでは、いずれの団体においても「新規加入が少なく、会員数は減少している」「団体の役員のなり手が不足している」といった意見がありました。

面談によるヒアリングの実施では、その他具体的なことについてお聞きした結果、主に以下の６項目について意見をいただきました。

※意見の文末のカッコは、発言団体を示します。

（身体）：身体の障害者団体　（知的・重心）：知的・重症心身の障害者団体

（精神）：精神の障害者団体　（ボランティア）：ボランティア団体

１．障害への理解・啓発について

○身体障害といっても視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など様々な障害がある。これまではお互いがそれぞれの障害で何を不便に感じるかなどを知る機会がなかったが、当事者が集まる場を持って、当事者同士の理解が徐々に深まってきている。（身体）

○福祉教育の行事を父兄参観日などに開催し、子どもと一緒に親にも参加してもらえば、家庭内での会話にもつながるのではないか。（身体）

２．ボランティアについて

○点字や手話、音訳の講習会の受講者が減っている。また、長続きしない傾向にあり、ボランティアの担い手の確保に課題がある。（ボランティア）

○点字や音訳などのボランティアを利用している人と普段は会う機会がないが、以前意見交換をする場に出席した時に、障害のある人の前向きな話を聞き、刺激を受けた。今後もそういった場があるとよい。（ボランティア）

○ボランティアを利用したい人に情報を届けるためや新規利用者を開拓するために、ボランティア情報が冊子になったものがあるとよいのでは。（ボランティア）

３．療育・保育・教育について

○療育や発達支援に関してのサポートや情報提供を充実させてほしい。自分の子育ての時は障害のある子をどう育ててよいかを相談する場所や情報がなかった。子どもが大きくなってから同じ境遇の親から相談先や入所先などの情報を得ることができた。（知的・重心）

○市の福祉課にも、特別支援学校について知ってほしいし、親たちとの意見交換の場を持ってほしい。（知的・重心）

４．福祉サービスについて	
	○地域の老人福祉施設に障害のある人の受け入れをする「ふじの国型福祉サービス」を進めることにより、老人福祉施設でも障害のある人を受け入れていってほしい。（知的・重心） ○親として子どもの面倒をみているが、親の高齢化に伴い、最後まで面倒をみることができない状況が必ず来る。そういった時のために、入所施設やケアホームが必要である。（知的・重心）
５．医療体制の整備について	
	○医療機関での医師による診察時間が短いので、そのフォロー体制として医療機関にソーシャルワーカーなどの専門職の配置を進め、相談できる体制を充実してほしい。（精神） ○受診歴のない精神障害の疑いのある人や家庭にひきこもっている人を精神科の病院に受診させることはとても難しく、医療に繋げたいが繋げられていない人がたくさんいる。本人が病院に行けないという理由で受診が遅れると症状が悪化してしまうこともあるため、訪問医療体制が整備されてほしい。（精神） ○精神的不調を抱える人の家を精神科チームが訪問し、外来治療につなげるアウトリーチ事業など、一つの市の取り組みだけでは実現が難しい事業も、近隣の市町などの広域で協力して取り組めば、実現できることもあると思う。（精神） ○発達障害のある子どもは早期発見・早期治療が一番よいが、焼津市の医療設備は足りていない。医療費助成も高等部に行くと無くなってしまうので、医療費の負担が大きくなる。また、近隣市町では一般の市民にも発達障害の支援についての講座を開くなどの取り組みがある。（知的・重心） ○焼津市近隣に医療的ケアが可能な短期入所の受け入れ先がないため、静岡市まで車で片道１時間掛けて施設まで通っていて、また、予約もなかなか取れない。自分の地域にそういった施設があればいいなと思う。（知的・重心）

６．災害について	
	○身体障害のある人における避難所マップの自主作成に向け、現在月に１度、障害のある当事者で集まり、指定避難所の使い勝手を自分達で調査している。（身体） ○情報伝達において、聴覚障害のある人は、同報無線が聞こえないので、津波や地震の情報を知ることができないことがある。（身体） ○難聴者であるが、地区の防災訓練では自主防災会がホワイトボードを使い、現在どんな訓練をしているかなどを書いてくれるので、以前より訓練がしやすくなった。（身体） ○障害のある人が防災訓練に参加するためには、地域福祉の窓口となる民生委員・児童委員が呼びかけていくとよい。そのために民生委員・児童委員と障害のある人がもっとコミュニケーションを取る必要がある。（身体） ○福祉避難所は災害時の障害のある人の拠り所となることを行政には理解してほしい。障害のある子は災害時では特に精神的に不安定となり、走り回ったり、大声を出したりしてしまうため、親は一般の避難所では居づらくなってしまう。（知的・重心） ○福祉避難場所がどこなのか知らないし、全く情報がない。（知的・重心）

（６）障害のある人との意見交換会の概要

１　実施概要

第３次焼津市障害者計画の策定にあたり、障害のある人における計画を策定する上では、障害のある人が参加できるような仕組みを取り入れていくことが不可欠であると考え、通所事業所を訪れ、当事者との意見交換会を行いました。

意見交換会は、主に精神障害のある人が通所する就労移行支援・就労継続支援Ｂ型「暁（あかつき)」と、主に身体障害のある人が日中活動を行う場である地域活動支援センター「花・はな」の利用者と行いました。

■実施した事業所と日時

事業所名	日時	参加利用者数
暁	平成 24 年7月 31 日(火) 15:00～16:00	11 名
花・はな	平成 24 年8月２日(木) 14:00～15:00	17 名

２　調査結果のまとめ

意見交換会での主な意見は、次のとおりです。

■暁

１．障害のある人の就労について

○働きたいという意欲を持った利用者が多かった中で次の意見がありました。
- ・仕事中、リフレッシュする時間がないと精神的に追われてしまうので、30 分程度の休憩を取りながら仕事をしたい。休憩中は次の仕事の予定や工程を確認したい。
- ・病気になる前は工場でライン作業をしていたが、病気になってからは時間に追われることが苦手になってしまったので、自分のペースでできる仕事がよい。
- ・働くなら病気のことを職場に伝えて仕事をしたい。
- ・働けるのであれば長く仕事をしたいので、対人関係で理解してくれる人がいる職場がよい。

２．災害時について

○避難生活を送ることになった時に、集団で生活することに不安がある。地域の人に精神の病気のことを知られたくないので、薬を飲むところを見られたくない。

■花・はな

1．趣味や創作活動について
○花・はなに通い、創作活動をするようになり、活動内容を人前で発表したいと思えるようになった。もっといろいろな取り組みをしてみたいが、どこにいけばできるのかがわからないので、情報がほしい。
2．外出について
○移動支援における障害福祉サービスを知っている人が少なく、次の意見がありました。 ・ヘルパーに買い物に行ってもらっているが、買ってきてもらう商品がいつも同じになってしまう。スーパーに何が売っているかわからないので、自分で行き、選んで買い物をしたい。

第３章　計画の基本理念

第３章　計画の基本理念

（１）計画の基本理念

本市では、これまで「共に支え　高めあう　まちへ」を基本理念として掲げ、障害のあるなしに関係なく、共に生活し、活動できる社会を目指して様々な障害福祉施策を展開してきました。

国では国連の「障害者権利条約」の批准に向けて様々な法律などの整備が進められていますが、障害のある人が、真に自立した個人として充実した生活を営むためには、市民一人ひとりの意識や行動を変えていくことが必要となります。また、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域の支え合いは欠かすことができません。

このため、障害者基本法でめざしている『全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』といった考え方を踏まえるとともに、平成 19 年３月に策定した「焼津市障害者計画」で掲げた基本理念に「地域で」という言葉を加え、生まれ育った焼津市で、誰もが地域で安心して、自分らしく暮らすことができる「共生社会の実現」をめざします。

基 本 理 念

地域で　共に支え　高めあう　まちへ

（２）計画の基本方針と施策体系

本市における障害福祉施策の基本方針を以下のように定めます。

基本方針１　相互理解と交流の促進

地域活動や行事を通じた交流の充実により、障害のある人もない人もお互いに理解を深め、共に暮らせるまちづくりを進めます。また、障害のある人が社会参加をしていくために、生涯学習や文化・スポーツ活動を推進するとともに、情報のバリアフリー化の充実にも取り組みます。

基本方針２　療育・保育・教育の推進

障害のある子どもの能力と可能性を伸ばすため、早期発見体制の充実を図るとともに、療育・保育・教育環境を整備し、乳幼児期から成人に至るまでの発達段階に応じた、切れ目のない支援を進めます。

また、地域や学校において、障害のある子どもとの交流を持つことで、地域で子どもを育てる意識を高めるとともに、障害のある子どもの成長を見守る環境をつくります。

基本方針３　生活の安定と自立の支援

働く意欲を持つ障害のある人の適性と能力に応じた就労の場の確保と工賃向上を支援するとともに、企業や関係機関との連携のもとで、地域での自立した生活の実現をめざすことのできる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

また、各種手当や助成などの充実や減免・割引制度の利用支援を行うことにより、経済的に安定した生活の実現をめざします。

基本方針４　生活環境の整備

障害のある人の日常生活や社会参加などを阻む物理的、心理的な障壁を除去するとともに、住まいの場の確保を支援し、援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

基本方針５　福祉サービスの充実

地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実や相談体制の確保、サービスの量の確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族の暮らしを支援します。また、障害のある人の権利を尊重し、障害のある人の虐待防止や早期対応ができる体制を整備します。

基本方針６　保健・医療サービスの充実

疾病予防や適切な保健・医療サービスを提供し、生活の質を高めるとともに、近年、増加傾向にある精神疾患への予防や対策の充実を図ることができるような支援体制づくりも進めます。

基本方針７　防災・災害対策の整備

災害時や緊急時に、障害のある人の安否確認や避難などに対する支援体制の整備を促進するとともに、避難所などにおいても障害のある人が安心して過ごせる体制の整備を進めます。

誰もが地域で安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・災害対策を強化します。

第3次焼津市障害者計画の施策体系

基本理念	基本方針	施策	取り組み	頁
地域で 共に支え 高めあう まちへ	**1 相互理解と交流の促進**	**（１）啓発・広報活動の推進**	1　交流・ふれあいの促進 2　啓発・広報活動の推進	50
		（２）地域福祉活動の推進	3　ボランティア活動の推進 4　障害者関係団体の活動の支援 5　地域組織との連携	52
		（３）社会参加の促進	6　社会参加の促進支援 7　外出に対する支援の充実 8　コミュニケーション支援の充実	55
		（４）生涯学習の充実	9　生涯学習の推進・文化活動の充実 10　スポーツ・レクリエーション活動の充実	58
		（５）情報バリアフリー化の充実	11　情報バリアフリー化の充実	60
	2 療育・保育・教育の推進	**（１）療育・保育の充実**	12　早期発見・早期療育体制の充実 13　保育所・幼稚園の体制の充実	62
		（２）学校教育の充実	14　教育相談・就学支援の充実 15　指導体制の充実 16　福祉教育の推進 17　学校環境の整備 18　放課後や休日の居場所づくりの整備	64
	3 生活の安定と自立の支援	**（１）経済的安定の確保**	19　手当や年金等の充実 20　減免・割引制度の利用支援	67
		（２）就労支援体制の充実	21　雇用の促進支援 22　就労の支援体制の充実 23　本市における障害者雇用機会の拡充	69
		（３）福祉的就労の促進	24　福祉的就労の促進 25　工賃向上への支援	72

基本理念	基本方針	施策	取り組み	頁
地域で　共に支え　高めあう　まちへ	4 生活環境の整備	**（１)住環境の整備**	26　公的住宅の整備 27　民間集合住宅への指導促進 28　民間住宅のリフォーム（改造）の促進	73
		（２)福祉のまちづくりの総合的な促進	29　公共的施設の整備促進 30　公園・緑地等の整備 31　歩道の整備 32　公共交通における整備促進 33　交通規範の啓発	75
	5 福祉サービスの充実	**（１)総合的な相談支援体制の充実**	34　相談支援体制の充実 35　障害のある人の権利擁護対策 36　虐待防止と早期対応	78
		（２)福祉サービスの充実	37　地域生活支援体制の充実 38　地域移行の推進 39　福祉施設の整備	81
		（３)サービス提供体制の推進	40　サービスの量の確保と質の向上	84
	6 保健・医療サービスの充実	**（１)疾病予防の充実**	41　疾病予防と介護予防の充実	85
		（２)保健・医療体制の充実	42　医療サービスの充実 43　精神障害のある人を支える体制の充実 44　難病支援の充実	86
	7 防災・災害対策の整備	**（１)災害への備えの推進**	45　災害への備えの推進	89
		（２)災害時の体制の整備	46　障害のある人も参加できる防災訓練の実施 47　災害時要援護者の把握と支援体制の充実 48　避難所における配慮	90

第４章　施策の推進

第４章　施策の推進

基本方針１　相互理解と交流の促進

（１）啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

○国では、国連の「障害者権利条約」の締結に必要な法整備の一つとして、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、差別のない社会づくりをめざす「障害者差別禁止法」の制定に向けた検討を進めています。

○平成 24 年９月に焼津市で実施したアンケート調査（以下「アンケート」という。）によると、障害を理由とした差別や偏見が「ある」と感じる障害のある人の割合は平成 18 年度調査と比較して増加しています。さらに、障害のない人でも３割弱が差別や偏見が「ある」と感じているため、継続的に障害への理解を促進する取り組みが必要です。

○障害ごとに不自由さが異なり、また、精神障害や発達障害など外見ではわかりにくい障害もあります。市民が障害や障害特性などについての理解を深められるよう、啓発や学習の機会を提供していく必要があります。

【具体的な取り組み】

１　交流・ふれあいの促進		
取り組み	内容	担当課
市内イベントへの参加支援	「焼津みなとまつり」や「オータムフェスト in やいづ」などの市内のイベントにおいて、障害福祉関係団体や障害福祉サービス事業所の出店などを支援し、市民との交流の促進を図ります。 また、社会福祉協議会が開催する福祉イベント「ふれあい広場」「ほほえみ夏祭り」について、広報により周知を図るとともに、出店参加の促進や障害者用駐車場の確保などを行い、誰もが参加しやすいイベントとなるよう努めます。	地域福祉課 (社会福祉協議会)
スポーツや文化を通じた交流機会の拡充	地域交流スポーツ祭などのスポーツ事業や市民文化祭、市民音楽祭などの文化事業において、障害のある人も含め、誰もが参加しやすい環境整備に努め、交流機会を拡充します。	スポーツ振興課 社会教育課

取り組み	内容	担当課
地域活動支援センターの活用	地域活動支援センターでは、障害の特性などに関わらず利用の受け入れを行い、障害のある人の居場所を提供することで、障害のある人同士や地域住民との交流を促進します。	地域福祉課
総合福祉会館、大井川福祉センターの利用促進	社会福祉協議会が管理・運営する総合福祉会館「ウェルシップやいづ」や大井川福祉センター「ほほえみ」は、多くの障害のある人が利用しています。今後も利用者の意見を取り入れ、市民の交流の場となるように利用を促進します。	地域福祉課 （社会福祉協議会）

※市と連携して公益性の高い取り組みを行っていることから、取り組みの担当課には民間団体である社会福祉協議会を含めて記載しています。（以下同じ）

2　啓発・広報活動の推進

取り組み	内容	担当課
「障害者週間」の啓発広報	毎年、12 月３日～９日の「障害者週間」において、広報紙への記事掲載により、広く周知を図り、障害の理解を促進します。	地域福祉課
講座や講演会の開催	様々な障害に関する講座、講演会などを開催し、広く市民への啓発を推進します。	地域福祉課
啓発活動への当事者の参画促進	啓発活動を行う際は、企画段階から障害のある人やその家族の参画を促進し、啓発活動をより効果的に実施できるよう努めます。	地域福祉課
市職員・教職員への研修	市職員や教職員を対象として研修などを実施し、障害の特性や障害のある人についての理解の促進を図ります。	人事課 学校教育課

（２）地域福祉活動の推進

【現状と課題】

○ボランティアは、障害のある人の社会参加を促進するためのコミュニケーション支援や外出支援などにおいて重要な役割を担っています。しかし、ボランティアの担い手不足や、高齢化などの問題もみられるため、ボランティア側への支援も必要です。

○当事者やボランティア団体との意見交換会では、ボランティアを利用したくても情報が少ないことやボランティアの利用者が固定化しているなどの課題があげられており、ボランティアの情報提供や新規利用者とのコーディネートが求められています。

○市内では、障害のある人自身やその家族などで構成された当事者団体やＮＰＯ法人などにより、交流や啓発などの活動が行われています。多くの団体において、新規メンバーの加入が少ないことや役員のなり手が不足していることなどが活動上の課題となっています。このため、未加入者へ団体の活動内容を広く周知し、団体への加入を促進するとともに、団体などの活動においても活性化が必要です。

○地域では、社会福祉協議会による「ふれあいネット推進事業」が実施されており、支部単位で、関連機関などと連携を図りながら障害のある人などへの見守り、声かけなどが行われています。その他、地域では民生委員・児童委員や、自治会、隣組といった組織により地域活動が行われていますが、受け入れ側が必要以上に構えてしまう場合があるなど、障害のある人と地域との交流はまだまだ活発とはいえません。このため、受け入れ側となる地域に障害特性や障害のある人への理解を促進させる機会が必要です。

○障害福祉サービス事業所アンケート（以下「事業所アンケート」という。）では、地域で障害のある人への理解を促進するためには、地域福祉において重要な役割を担う民生委員・児童委員との連携を深めることが重要であるとの意見がありました。民生委員・児童委員に障害への理解を深めてもらうための研修機会などが必要です。

【具体的な取り組み】

3　ボランティア活動の推進		
取り組み	内容	担当課
地域福祉活動の担い手の育成	市民を対象とした手話奉仕員養成講座・点字講習会の開催や、中学生を対象とした点字講習会を開催し、手話や点字などの地域福祉活動の担い手を育成します。	地域福祉課
ボランティア活動への支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に必要な資機材などを整備し、ボランティアビューローが拠点として活動しやすい環境となるよう整備します。また、ボランティア連絡協議会の運営支援を行い、活動の充実を図ります。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
利用者とボランティアとの意見交換会の実施	社会福祉協議会と連携し、ボランティア利用者とボランティア団体との意見交換会を実施し、ニーズの把握と交流を図る取り組みを促進します。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
ボランティア情報パンフレットの作成・配布	ボランティアを利用したい人と活動をしたい人を結びつけるため、社会福祉協議会が作成するボランティア団体の活動内容が一覧となったパンフレットを配布し、周知を行います。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
青少年ボランティア活動の機会拡充	「青少年ボランティア人材バンク」への中高生の登録を募ると同時に、ボランティア受入団体の募集を行い、双方の希望に沿った紹介を行うことで、青少年の社会参加とボランティアの機会を提供します。	社会教育課

4　障害者関係団体の活動の支援		
取り組み	内容	担当課
意見交換の場の充実	制度の周知やニーズを把握するため、市と障害者関係団体との意見交換を毎年行っていきます。	地域福祉課
団体相互のネットワークづくりの支援	障害者関係団体が一同に会し、情報共有や意見交換を行うことができるように、団体相互のネットワークづくりを支援します。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
会員増加への取り組みの支援	講演会や講座の開催時及び障害者手帳交付時などに、チラシ配布などで障害者関係団体の情報を提供し、障害者関係団体の周知と、会員増加への支援を行います。	地域福祉課

5　地域組織との連携		
取り組み	内容	担当課
地域における共助の推進	日常生活の中で、特に不安を抱えがちな一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、障害のある人がいる世帯などの不安を少しでも解消するため、見守り員や民生委員・児童委員などで地域の組織をつくり、見守りながら援助する「ふれあいネット」を推進します。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
民生委員・児童委員への研修の実施	地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障害の特性や障害のある人に関する知識や理解を深めるための研修を実施します。	地域福祉課

（３）社会参加の促進

【現状と課題】

○アンケートでは、身体障害のある人 14.0％、知的障害のある人 8.1％、精神障害のある人 7.8％が「ほとんど外出することはない」と回答しています。特に身体障害のある人で、外出頻度が低下する傾向にあるため、障害の特性に合わせた外出支援が必要です。

○また、外出時に困ることとして、タクシーなどを利用することでの経済的負担感や手助けをしてくれる人の少なさ、施設やトイレなどがバリアフリー化されていない、特に身体障害のある人からは「車いす使用者用駐車場区画に、駐車する必要がない人が駐車している」などがあげられており、外出に対する支援の促進とともに、公共の場における利用者のマナーなども啓発していく必要があります。

○聴覚障害のある人や難聴の人は様々な場面で、手話通訳や要約筆記など聴こえに関する支援が必要となるため、その充実が求められます。

○選挙などにおいて、障害のある人も円滑に選挙に参加できるようにするため、投票所の環境整備や情報保障などを行う必要があります。

【具体的な取り組み】

６　社会参加の促進支援		
取り組み	内容	担当課
地域行事・活動への参加の支援	地域行事・活動において、移動支援や会場誘導、駐車場の確保、優先席の設置などの配慮をし、障害のある人が社会参加しやすい環境を整備します。	各担当課
選挙における配慮	投票所のバリアフリー化をめざし、仮設スロープや車いすでも利用可能な記載台の設置、車いすの配置などを行います。投票においては、点字投票や代理投票により障害のある人も投票しやすい環境を整備します。 投票所に行くことが困難な人には、郵便投票証明書の交付を受けることで不在者投票を行う郵便投票制度を周知します。 また、障害のある人が選挙に関する必要な情報を入手できるよう情報保障の方策を検討します。	選挙管理委員会

7　外出に対する支援の充実

取り組み	内容	担当課
移動における支援	ひとりでの外出が困難な障害のある人の社会参加を支援するため、介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を周知します。	地域福祉課
タクシー券の交付	重度心身障害のある人に対し、タクシー券を交付することでタクシー料金の助成を実施します。	地域福祉課
公共交通機関の運賃割引	障害者手帳所持者の自主運行バスの運賃の割引を実施します。また、手帳交付時に公共交通機関の割引制度について内容説明を行い、利用を促進します。	生活安全課 地域福祉課
ハンディキャブの利用促進	屋外での移動が困難な障害のある人が利用できる福祉車輌「ハンディキャブ」の貸出し事業を、運転手がいない世帯などにＰＲし、利用者の拡大を図ります。また、運転ボランティアの確保に努めます。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
自動車運転免許の取得などの費用助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成を実施します。	地域福祉課
車いす・磁気ループの無料貸出	地域福祉課と社会福祉協議会にて、車いすの無料貸出を行います。また、社会福祉協議会での磁気ループの無料貸出しについて、周知を行い、利用を促進します。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
障害のある人に配慮した駐車場の拡充と周知	車いす利用者などの利便性の向上を図るため、各施設における障害者用駐車場の拡充を図ります。また、「静岡県ゆずりあい駐車場制度」に沿った看板の設置などをし、利用する必要がない人が障害者用駐車場に駐車することがなくなるよう、協力施設の拡充とともに、市民に周知を行います。	地域福祉課

8　コミュニケーション支援の充実		
取り組み	内容	担当課
手話通訳者や要約筆記者の派遣	手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続して実施します。	地域福祉課
福祉事務所への手話通訳者の配置	福祉事務所に手話通訳者を継続して配置し、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。	地域福祉課
手話通訳者や要約筆記者、点訳者の育成	養成講座の開催により、手話通訳者や要約筆記者、点訳者の育成を行います。	地域福祉課
有資格者の登録制度の推進	手話通訳者や要約筆記者に対する登録制度を広報紙などで啓発することで、地域福祉活動の担い手の発掘・確保に努め、コミュニケーション支援を必要とする人が利用しやすい環境をつくります。	地域福祉課

（４）生涯学習の充実

【現状と課題】

○障害の有無に関わりなく、誰もが様々な活動に参加できるよう、生涯学習、スポーツ活動の分野において、ソフト、ハードの両面からバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境づくりを進めていく必要があります。

○芸術活動の分野では、特別支援学校の児童・生徒の絵画の展示会や「静岡県障害者芸術祭」が行われ、スポーツの分野では静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」が行われています。また、生涯学習の分野では、図書館における大活字本、音訳図書の設置や、講演会などにおける手話通訳者、要約筆記者の配置を行っています。障害の有無や障害の特性にとらわれることなく、文化・芸術・スポーツなどの活動が行えるような支援が必要です。

【具体的な取り組み】

９　生涯学習の推進・文化活動の充実		
取り組み	内容	担当課
自主講座への参加促進	障害のある人ない人の区別なく、自主講座への受け入れに努めます。	社会教育課
各種講座の開催	誰もが参加できる市民文化講座、公民館講座の開催に努めます。	社会教育課
講演会などにおける支援	手話通訳者や要約筆記者を開催側で配置し、障害のある人も参加しやすい講演会などの開催に努めます。	地域福祉課 各担当課
文化・芸術活動の促進	市内障害福祉サービス事業所などと連携しながら、市役所庁舎内などを活用し、文化・芸術における作品展の開催を検討します。	地域福祉課
図書館資料の充実と利用促進	大活字本や音訳図書などの充実を図るとともに、利用促進に向けて周知・啓発を進めます。	図書館
図書の郵送貸出サービスの実施	視覚や聴覚、肢体に障害のある人に対して郵送貸出サービスを引き続き実施するとともに、利用者を拡大するためサービスの周知・啓発を進めます。	図書館

10　スポーツ・レクリエーション活動の充実		
取り組み	内容	担当課
障害者スポーツの周知	静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」における競技種目など、障害のある人も参加しやすい競技を周知し、競技人口の増加を図ります。	スポーツ振興課 地域福祉課
スポーツ大会出場者報奨金の交付	全国障害者スポーツ大会や国際大会に出場する選手に、焼津市の代表としての誇りを持ち、健闘することを願い、報奨金を交付します。また、活躍を周知することで障害者スポーツの普及を図ります。	スポーツ振興課 地域福祉課
ニュースポーツフェスティバルの開催	技術やルールが比較的簡単で、子どもや高齢者、障害のある人など年齢や体力に関係なく、誰でも気軽に楽しめることを目的に新しく考案されたスポーツをニュースポーツといいます。「ニュースポーツフェスティバル」の開催などを通じて、誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及に努めます。	スポーツ振興課
「水に親しむ集い」の開催	障害のある人を対象に水夢館温水プールで「水に親しむ集い」を開催し、ボランティアの協力を得ながら、日頃の練習成果の披露や参加者同士の交流の場として、継続して実施をします。	スポーツ振興課
指導員の育成	焼津市スポーツ推進委員会、地域体育組織連絡協議会との連携のもと、障害特性を理解したスポーツ指導員やレクリエーション指導員の育成に努めます。	スポーツ振興課

（５）情報バリアフリー化の充実

【現状と課題】

○アンケートでは、焼津市における障害福祉施策のうち重点的に取り組む必要があるものとして、いずれの障害においても「福祉に関する情報提供や相談体制を充実してほしい」が上位にあがっています。また、障害福祉に関して最もほしい情報として、いずれの障害においても「サービスなどの行政情報」が最も高くなっています。障害の特性ごとの円滑な情報の提供が求められます。

○近年の国における障害福祉施策は改正が多く、専門的な情報などがわかりにくいことも多いため、制度の内容などについてわかりやすく周知を行っていく必要があります。

○障害特性にかかわらず、誰もがスムーズに情報を受け取れるよう、わかりやすい文章表記、色遣い、広報紙の点字版や音訳版の発行といった情報のバリアフリー化が求められます。

【具体的な取り組み】

11　情報バリアフリー化の充実		
取り組み	内容	担当課
広報やいづの点訳版、音訳版の作成	「広報やいづ」の点訳版「点字広報」及び音訳版「声の広報」を作成し、視覚障害のある人へ市の行政情報などを提供するとともに、利用者の拡大に努めます。また、ニーズに応じＳＰコードなどの導入を検討します。	地域福祉課
障害者福祉ガイドブックの配布	障害のある人に各種の手続きやサービス内容を紹介する「障害者福祉ガイドブック」を配布し、必要とする人に情報が届くよう努めます。 また、点訳版や音訳版ガイドブックを作成し、視覚障害のある人へも情報を届けます。	地域福祉課
日常生活用具の給付	ガイドラインに沿い、障害のある人の状況に応じた情報機器の給付を行います。	地域福祉課
ＩＴ講習会の開催	視覚障害のある人を対象に、パソコンや携帯電話などのＩＴ機器の操作方法を学ぶ「ＩＴ講習会」を開催し、社会参加と生活の向上への支援を図ります。	地域福祉課
電子申請の拡充	手話通訳者派遣申込・車いす借り入れ申請・重度心身障害者（児）医療費助成受給者証再交付について電子申請を行います。 要約筆記者派遣申込についても、電子申請ができるように検討します。	地域福祉課 情報管理課

取り組み	内容	担当課
ホームページのアクセスのしやすさの向上	市のホームページにおいて、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮することでアクセスのしやすさ（アクセシビリティ）の向上を図り、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。	広聴広報課
最新の情報提供体制の整備	「障害者福祉ガイドブック」などを更新した際は、最新の情報が必要な人に届くよう提供体制を整備します。 また、ホームページの情報を随時更新し、充実したものにします。	地域福祉課 広聴広報課

基本方針２　療育・保育・教育の推進

（１）療育・保育の充実

【現状と課題】

○乳幼児健康診査は、子どもの成長・発達を確認し、支援につなげるために非常に重要です。支援の必要な子どもの成長を促すために、健診から療育にスムーズにつなげる体制づくりが必要です。

○平成24年４月から、児童福祉法などの改正により、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子ども支援の強化が図られています。

○焼津市では、市内の保育所・幼稚園において、集団生活が可能な障害のある子どもの受け入れを行っています。子どもの頃から障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことができる環境をつくることは、その後の共生社会の実現にもつながります。

○療育・保育から、小学校、中学校へと、障害のある子どもに対して、切れ目のない一貫した支援が行える体制を構築していく必要があります。また、保育、幼児教育の場と家庭、地域との連携も重要です。

【具体的な取り組み】

12　早期発見・早期療育体制の充実		
取り組み	内容	担当課
早期発見・支援体制の充実	乳児家庭全戸訪問、乳児健康診査、１歳６か月児・３歳児健康診査などを実施し、高い率で推移している訪問実施率や健診受診率をより向上させ、子どもの病気や障害の早期発見に努めます。また、育児支援家庭訪問や育児支援教室、臨床心理士などによる発達・育児の相談を実施し、適切な治療や療育につなげる支援を図ります。	健康増進課
児童発達支援センターの活用	発達の遅れが気になる子どもなどに対して、児童発達支援センター「ぽぷら」にて、通所の支援を行います。また、「親子教室」「並行通園」により、子どもに対しては集団生活への適応の訓練や生活習慣の自立訓練を、保護者に対しては育児支援のアドバイスを行うことなどにより不安解消を図ります。 保育所等訪問支援についても実施体制の整備を支援します。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
早期の言語指導の実施	保育所・幼稚園の４、５歳児で、言葉に対して心配のある園児には「幼児ことばの教室」を開設し、早期の言語指導を行います。	学校教育課
言語聴覚療法の実施	市立病院リハビリテーション技術科において、言葉の遅れや発音が聞き取りにくい、吃音、難聴などの問題を持つ子どもへの指導や訓練を行っています。また、発達障害の検査や指導も行うことにより、地域に根ざした言語聴覚療法を実施します。	市立病院
関係機関の連携強化	児童発達支援センター、相談支援事業所、健康増進課、児童課、教育総務課、学校教育課、地域福祉課などの連携を強化し、焼津市要保護児童対策地域協議会の活用などにより、関係機関が一体となり療育・保育体制を充実させます。	健康増進課 児童課 教育総務課 学校教育課 地域福祉課
支援体制の整備	子どもの個々の発達に応じた切れ目のない一貫した支援ができるよう、適切な機関を利用するためのガイドラインを関係機関と協議の上作成するとともに、各機関の役割を明確化します。	地域福祉課 健康増進課 児童課

13　保育所・幼稚園の体制の充実		
取り組み	内容	担当課
保育所・幼稚園職員への研修の支援	保育所や幼稚園の関係者が集う会議などにおいて、講師を招いた研修を行うなど、障害のある児童の保育・教育に関する専門性の向上に努めます。	児童課 教育総務課
保育所・幼稚園への児童の受け入れ体制の整備	民間、公立いずれの保育所・幼稚園においても、集団生活が可能な障害のある児童の受け入れに取り組んでおり、今後も適切な対応ができる体制を整えていきます。	児童課 教育総務課
適切な職員の配置	保育所・幼稚園にて適切な職員配置（加配保育士・支援教諭の配置）を行い、障害のある児童に適切な対応ができるような保育・教育環境の充実を図ります。	児童課 教育総務課
施設の整備	児童の受け入れに必要な保育所・幼稚園の施設・設備を整備し、保育・教育環境の向上に努めます。	児童課 教育総務課

（２）学校教育の充実

【現状と課題】

○焼津市内の市立小学校では６校に、市立中学校では５校に特別支援学級が設置されています。また、通級指導教室においては、「ことばの教室」を焼津南小学校、大井川南小学校の２校に、「まなびの教室」を焼津南小学校、小川小学校、大井川南小学校の３校に設置し、言語障害、発達障害などの児童に対する支援を行っています。発達障害など、支援が必要な子どもが増加するなか、指導体制を充実していく必要があります。

○国では、共に学び育つインクルーシブ教育を原則とした、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備に向けた検討が進められています。共生社会に向けてインクルーシブ教育を促進させるためにも、教育の場の環境整備など支援体制の充実が求められます。

○子どもの頃から行う福祉教育は、将来的な障害の理解や差別・偏見の解消につながる重要なものです。柔軟な考えを持つことができる小学校、中学校の児童・生徒に対して、障害理解と体験や交流を通じた福祉教育を進めていくことが大切です。

○放課後や休日の居場所として、放課後児童クラブや放課後等デイサービスを利用したり、公共施設における居場所の提供を行っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

14　教育相談・就学支援の充実		
取り組み	内容	担当課
教育相談の実施	障害のある５歳から 15 歳（年長から中２）の児童・生徒の就学について就学指導委員による保護者への相談を行っていきます。	学校教育課
巡回相談の実施	専門性の高い巡回相談員を配置し、小学校・中学校などで保護者や学校と相談を行うことで、適正な特別支援教育の推進を図ります。	学校教育課
就学指導委員会による就学指導の充実	保護者の意見を十分に聴いた上で、年３回開催される就学指導委員会にて医療、教育、心理などの専門的な意見をもとに、総合的な判断を行い、適正な就学指導を図ります。	学校教育課
保護者が相談し合える場づくり	学校ごとに保護者が相談し合える環境づくりを行い、相談し合える場があることを保護者に周知します。	学校教育課
進路支援の充実	中学校や特別支援学校卒業後の進路について、学校と福祉で連携を図り、卒業後も社会と繋がりが持てるようにするための支援をします。	学校教育課 地域福祉課

取り組み	内容	担当課
通級指導教室の充実	障害の程度が比較的軽度で通常の学級に在籍している児童に対して、通級による指導教室を開設し、言語に遅れなどがある児童は「ことばの教室」に、発達障害などのある児童は「まなびの教室」に通級することができます。今後、通級対象者が増えることも予想されるため、状況に応じた体制の整備を図ります。	学校教育課

15　指導体制の充実		
取り組み	内容	担当課
小・中学校教職員に対する理解の促進	小学校・中学校教職員に対し、特別支援教育について学校の実態に沿った効果的で、実際の教育活動に生かすことができる実践的な研修を実施し、理解の促進を図ります。	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの配置	各学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、発達障害の疑いなどのある児童・生徒について、学校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連携を図り、支援体制を充実していきます。	学校教育課
国・県への要望提出	障害のある児童・生徒の指導の充実を図るため、国・県への教員の加配、支援員の配置措置、定員の引き下げを引き続き要望します。	学校教育課

16　福祉教育の推進		
取り組み	内容	担当課
学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と連携しながら、障害について理解を深めたり、ボランティア体験学習を行ったりして、共生社会の実現に向け、児童・生徒の障害理解の促進を図ります。	学校教育課 地域福祉課 (社会福祉協議会)
特別支援学級との交流	特別支援学級配置校では、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が学校行事をはじめ、給食や掃除を共にするなどの日常的な交流を促進します。	学校教育課
特別支援学校との交流	藤枝特別支援学校在籍児の居住区となる学校で、地域の学校の児童・生徒と特別支援学校の児童・生徒が共に学びあう機会を持ち、交流を促進します。	学校教育課

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

17　学校環境の整備		
取り組み	内容	担当課
教育施設・設備の整備	新たに特別支援学級、通級指導教室を開設するための長期計画を策定し、特別支援教育の充実を図ります。また、入学する児童・生徒に合わせ、学校の設備などの見直しを行います。	学校教育課 教育総務課

18　放課後や休日の居場所づくりの整備		
取り組み	内容	担当課
障害のある児童・生徒の放課後支援の充実	障害児放課後児童クラブや放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにより、放課後の児童・生徒の居場所の確保と保護者の負担軽減を図ります。	地域福祉課 児童課
公共施設の活用促進	児童センター「とまとぴあ」や公民館のふれあいホールなどを活用することにより、子どもや親子の放課後や休日の居場所づくりに努めます。	児童課 社会教育課

基本方針３　生活の安定と自立の支援

（１）経済的安定の確保

【現状と課題】

○アンケートによると、生活費の主な収入として身体障害のある人及び精神障害のある人は「自分の収入」が、知的障害のある人は「父母の収入」がそれぞれ最も高くなっています。知的障害のある人は２人に１人が、精神障害のある人は４人に１人が生活費を家族に依存している状況があります。就労が困難な障害があっても、安心して安定した日常を過ごすことができるように、手当や年金などの充実が求められます。

○また、精神障害のある人の医療費や通院のための交通費の負担感が大きいこと、悩みとしては「生活費のこと」「仕事・就労のこと」が多いことなど、様々な面から経済的負担の大きさがうかがえます。通院しながらでも生活できるように、経済面への支援が必要です。

【具体的な取り組み】

19　手当や年金等の充実		
取り組み	内容	担当課
障害のある人への各種手当や年金の充実	特別障害者手当や特別児童扶養手当、静岡県心身障害者扶養共済年金制度などについて、制度を周知するとともに、手当などの充実について検討します。	地域福祉課
各種手当・制度の周知方法の検討	関係機関での情報交換や障害者関係団体の研修会、また、民生委員・児童委員を通じて各地域の対象者への各種制度の周知を行います。 医療費助成の制度改正がある場合や重度心身障害児（者）医療費助成の受給者証更新時には、医療機関と連携し、周知を図ります。	地域福祉課
社会福祉協議会における貸付制度の周知	市の社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度についての周知を図ります。	地域福祉課 （社会福祉協議会）
年金に関する相談	窓口での障害基礎年金などの相談を予約制で行い、島田年金事務所と連携して対応します。	保険年金課

20　減免・割引制度の利用支援		
取り組み	内容	担当課
手帳取得への支援	減免・割引制度などの様々な支援が受けやすくなるよう相談支援事業所などと連携し、障害者手帳の未取得者へは、制度の周知を図り、手帳の取得に繋げます。	地域福祉課
軽自動車税の減免手続きの簡略化	軽自動車税の減免は、毎年来庁して申請する必要がありますが、継続申請者には、申請内容が印刷された現況報告書を送付しています。継続申請者は、自宅で報告書に記入し、郵送で提出することも可能となりました。今後も申請者の負担の軽減に努めます。（障害のある人で減免対象となる人は市税条例で定めています。）	課税課

（２）就労支援体制の充実

【現状と課題】

○平成24年６月現在の障害のある人の民間企業の実雇用率は、全国平均で1.69％と過去最高となり、ハローワーク焼津管内（焼津・藤枝）では1.79％となっています。しかし、職場における障害特性への理解が十分ではなかったり、施設・設備面の整備の必要性などから、障害のある人が民間企業で就労できる環境づくりはまだ十分ではなく、雇用情勢は厳しい状況にあります。なお、障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、平成25年４月１日から従業員数が50人以上の民間企業については法定雇用率が2.0％に、国や地方公共団体などについては2.3％にそれぞれ引き上げられるため、雇用の促進が必要です。

○さらに、平成 25 年４月１日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されるため、障害者就労施設などからの物品の調達や、業務の委託などを推進するための体制づくりが必要です。

○アンケートによると、いずれの障害においても、約半数が「仕事をしていない」と回答しています。特に回答者の年齢構成とあわせてみると、精神障害のある人では若くても仕事をしていない場合が多くなっています。就労形態をみると、知的障害のある人では「福祉施設・事業所などへ通所」といった福祉的な就労が、精神障害のある人では「アルバイト、パート」といった働き方が多くなっています。それぞれの状況や、障害特性に応じた就労への支援が求められます。

○職場においては、障害の特性に理解が得られなかったり、コミュニケーションの不足により適した仕事が見つからなかったりするなど、様々な障壁があります。障害のある人が一般就労するためには、雇用主や一緒に働く人たちの障害への理解が不可欠であり、障害の特性に応じた配置や就労時間などの検討が必要です。

【具体的な取り組み】

21　雇用の促進支援		
取り組み	内容	担当課
企業の障害者雇用への理解促進	国（ハローワーク）や県との連携により、対象となる企業に対して法定雇用率の遵守を求めていくとともに、障害のある人の雇用について、国の助成制度の周知と併せて啓発をしていきます。また、障害のある人の雇用状況の把握に努めます。	商工課

取り組み	内容	担当課
障害のある人への就職イベントの周知	「障害者就職面接会」などの就職イベントの情報を障害のある人や障害福祉サービス事業所に広く周知していき、就職活動を支援します。	地域福祉課
障害者雇用における配慮の研究	障害のある人が就労を継続できるために必要な配慮などについて、実際に就労している障害のある人から聞き取り、当事者の視点を取り入れたり、また、雇用側の企業の状況や意見を聞いたりすることで、障害のある人を就労に結びつけられる方策について研究します。	地域福祉課

22　就労の支援体制の充実		
取り組み	内容	担当課
ジョブコーチ支援制度	ジョブコーチ支援制度の周知により、制度の利用促進を図ります。また、県が行うジョブコーチ養成研修などの周知も行い、ジョブコーチの人材確保に努めます。	地域福祉課
障害福祉サービスの事前利用の促進	就職希望があり、職業訓練などが必要な障害のある人について、各関係機関と協力し、事前に障害福祉サービスの利用に結びつけることで、生活リズムの構築や作業能力の向上を図り、一般就労に繋げます。	地域福祉課
就労支援体制の構築	障害のある人を就労に結びつけるための支援や就労後の支援体制の構築のため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、市などの関係機関による定期的な情報を共有する場を設置します。	地域福祉課
就労促進のための給付事業の周知	就労移行支援事業、就労継続支援事業または自立訓練事業を利用している人に更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業などの自立や社会復帰を目的とした給付事業の周知を図り、障害のある人の就労を促進します。	地域福祉課

23　本市における障害者雇用機会の拡充		
取り組み	内容	担当課
実習生の受け入れ	特別支援学校などと連携し、市関連施設での職場体験をする実習生の受け入れを行います。	地域福祉課 人事課
市関連施設での雇用	法定雇用率を引き続き遵守し、必要に応じ障害のある人を対象とした採用試験を実施します。また、障害のある人の社会へのステップアップを主な目的とし、臨時職員として雇用をします。	人事課
公契約における配慮	建設工事の総合評価競争入札制度において、障害者雇用状況を評価項目として設置することにより、雇用している業者にその項目での評価を行なっています。今後の「障害者優先調達推進法」の推移を注視し、登録業者の評価内容を研究します。	契約検査課 地域福祉課

（３）福祉的就労の促進

【現状と課題】

○アンケートでは、生活費の主な収入源について、知的障害のある人では「父母の収入」が51.5％と最も高くなっています。また、「福祉施設・事業所等への通所」の場合、１か月の工賃は「30,000円未満」がほとんどです。障害のある人が地域で経済的に自立した生活を送るためにも、工賃水準を向上させることができるような支援をしていくことが重要です。

○身体障害のある人に比べ、知的障害または精神障害のある人は、障害の特性から一般就労へのハードルが高くなりがちです。このため、福祉的就労において、就労の場の提供、就労を継続するための体制づくりが求められます。

【具体的な取り組み】

24　福祉的就労の促進		
取り組み	内容	担当課
福祉的就労の場の充実	障害のある人が福祉的就労ができる場（就労移行支援、就労継続支援など）の提供について充実を図ります。	地域福祉課
通所費の助成	在宅の障害のある人が市内の障害福祉サービス事業所に通所するために要したバス運賃費用の一部を助成します。	地域福祉課

25　工賃向上への支援		
取り組み	内容	担当課
工賃向上のための支援体制	市内事業所と市が連携を図り、障害福祉サービス事業所の通所者の工賃向上を図るための方策を検討していきます。	地域福祉課
自主製品パンフレット作成	障害福祉サービス事業所にどのような自主製品があるかを広く周知し、販路を拡大するため、自主製品が一覧となったパンフレットを作成します。	地域福祉課
共同製品の開発	障害福祉サービス事業所が共同で製作できる自主製品の開発などを支援します。	地域福祉課
官公需の拡大	市が障害福祉サービス事業所からの自主製品の購入や業務発注を優先的に行い、受注拡大を図ります。	地域福祉課
調達方針や実績の公表	「障害者優先調達推進法」に基づき障害福祉サービス事業所からの物品などの調達方針や実績の公表をします。	地域福祉課

基本方針４　生活環境の整備

（１）住環境の整備

【現状と課題】

○アンケートでは、今後の暮らし方として、いずれの障害のある人も、地域で暮らしたいという希望が多くなっています。このため、障害がある人が地域で安心して暮らすことができるよう、市営住宅のバリアフリー化や優先入居など、住環境における整備や支援が求められています。

○障害のある人の特性や年齢に応じて、暮らし方や必要な住居の設備なども異なるため、それぞれの特性に応じたリフォームなど住まいづくりへの支援が必要です。

【具体的な取り組み】

26　公的住宅の整備		
取り組み	内容	担当課
市営住宅のバリアフリー化	市営住宅のバリアフリー化を計画的に進め、障害のある人や高齢者が安心して生活できる住環境の整備を図ります。	住宅営繕課
市営住宅への優先入居	障害のある人に対応した市営住宅への優先入居を進め、障害のある人の住宅の確保を図ります。	住宅営繕課

27　民間集合住宅への指導促進		
取り組み	内容	担当課
民間事業者への指導・啓発	民間集合住宅の新築及び改築にあたっては、「静岡県福祉のまちづくり条例」などによる民間事業者への指導、啓発を行います。	建築指導課
高齢者・障害のある人への住宅の供給	民間住宅供給事業者の協力を得て、高齢者や障害のある人に配慮した住宅の供給と入居支援を図っていきます。	住宅営繕課

28　民間住宅のリフォーム（改造）の促進		
取り組み	内容	担当課
建築よろず相談の実施	月に１度、市民相談室において、建築士が住宅の耐震化やバリアフリー住宅などについての相談に応じ、必要な情報提供を行います。	建築指導課
耐震診断や補強工事の促進	耐震上の不安がある住宅や障害者関連施設の所有者に対して、耐震診断や補強工事の実施についての指導や助言を行います。また、住宅で補助の対象となる耐震補強工事をした場合は、費用の一部を助成し、障害のある人がいる世帯には、補助の上乗せを行います。	建築指導課
重度身体障害者等住宅改造助成事業	在宅で生活する重度身体障害のある人が、安心して住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、住宅環境の改善にかかる費用を助成します。	地域福祉課
生活福祉資金（住宅資金）貸付制度の実施	社会福祉協議会において実施する、他から融資が受けられない収入の少ない世帯、高齢者世帯、障害のある人がいる世帯が増改築や補修などを行う場合の資金の貸付制度をＰＲし、経済的支援が必要な障害のある人が利用できるよう支援します。	地域福祉課 (社会福祉協議会)
パンフレットによる制度の周知	住環境に関する各種助成制度の概要が掲載されたパンフレット（県発行「住まいづくり支援ガイド」など）を関係部局の窓口に配置し、制度を広く周知します。	建築指導課

（２）福祉のまちづくりの総合的な促進

【現状と課題】

○アンケートによると、平成 18 年度調査と比較して、焼津市のまちの環境（公共交通機関、施設、道路・歩道など）が障害のある人が外出しやすく『改善されている』と感じる割合は３割程度にとどまっています。一方、『改善されていない』は２割弱あり、障害のある人にとってまちの環境はまだ不便なところが多いことがうかがえます。このため、ハード面では施設・設備の設置や改修で障害のある人が利用しやすいような配慮が必要であり、ソフト面では障害のある人への理解を促進することが求められます。

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」が平成 18 年 12 月に施行されたことにより、様々な施設においてバリアフリー化を推進していくことが定められています。公共施設のみならず、公共性の高い民間施設でも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を浸透させていく必要があります。

【具体的な取り組み】

29　公共的施設の整備促進		
取り組み	内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の促進	公共施設の建設や改修にあたっては、「バリアフリー新法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などを遵守し、段差の解消や手すりの設置、円滑な動線の確保など、障害のある人や高齢者の利用に配慮した施設整備を進め、民間建築物の模範となるよう、その内容を紹介します。	住宅営繕課
民間施設のバリアフリー化の促進	民間事業者が公共性の高い施設の建設を計画する際は、「バリアフリー新法」や「静岡県福祉まちづくり条例」などを遵守するよう求めていきます。	建築指導課
公民館のバリアフリー化の促進	公民館の建設にあたっては、誰もが利用しやすくするため、バリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した施設整備を進めます。また、改修にあたっては、誰もが利用しやすい施設、表示などの整備に努めます。	社会教育課

30　公園・緑地等の整備		
取り組み	内容	担当課
公園・緑地のバリアフリー化の促進	公園・緑地の改築更新においては、高齢者や障害のある人などを含め、誰もが安全に安心して利用できるよう各施設の段差解消などを図り、全ての利用者に配慮した整備を行います。また、トイレが必要となる公園については、バリアフリー対応型のトイレの設置をします。	都市計画課
公園整備に関する住民参画の促進	新規に公園を計画する場合は、近隣の住民の意見を広く取り入れるとともに、バリアフリーにも対応した施設整備を計画し、誰もが利用しやすく地域の特性に合った公園となるように努めます。	都市計画課
河川堤防の整備	河川改修工事により管理道などを整備するときは、バリアフリー化に努めます。	河川課

31　歩道の整備		
取り組み	内容	担当課
道路の新設・改良事業による歩道の整備の推進	歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、道路の新設・改良事業において、道路状況に応じて歩道の整備に努めます。その際は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「焼津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例」に基づき整備を推進します。	道路課 区画整理課
視覚障害のある人への配慮	歩道においては、道路の利用状況に応じて、視覚障害者用誘導ブロックを設置し、利便性の向上や安全性の確保に努めます。	道路課 区画整理課
自転車と歩行者の分離	自転車歩行者道においては、自転車と歩行者を区別できる幅員が確保できれば分離する整備を行い、歩行者、自転車双方の安全で円滑な通行の確保に努めます。	道路課 区画整理課
道路施設の維持管理	道路を安全で安心して通行できるよう、道路パトロールや施設の安全点検を定期的に行い、適切な道路の維持管理に努めます。	土木管理課

32　公共交通における整備促進		
取り組み	内容	担当課
低床バスの運行	障害のある人や高齢者などが安全にバスを利用できるよう、低床バスの運行を促進します。	生活安全課
バス停留所へのベンチ設置の検討	バス停留所へのベンチの設置には歩道の幅員が必要なため、関係機関やバス運行会社と協議をしながら、設置を検討します。	生活安全課
駅構内や周辺の整備	公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るため、駅構内などへの点字ブロック設置（ＪＲ東海）や駅前広場の適正な維持管理を行います。	都市計画課

33　交通規範の啓発		
取り組み	内容	担当課
交通規範に関する意識啓発の推進	「歩道に自動車や自転車、看板を置かない」「点字ブロックの上に物を置かない」など、モラル向上に向け、学校などの交通安全教室や広報紙を通して市民に啓発し、市全体で快適な道路環境をつくります。	生活安全課 土木管理課
放置自転車や看板の撤去	警察署と連携し、歩道上の看板など不法占拠物や放置自転車の指導・撤去を実施します。	生活安全課 土木管理課

基本方針５　福祉サービスの充実

（１）総合的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

○障害者自立支援法の改正により、平成24年４月より、相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センターの設置が市町村に求められました。焼津市においても、今後設置に向けた検討を進めていく必要があります。

○また、同法改正により障害福祉サービスの利用における支給決定のプロセスの見直しが図られ、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用に関する体制が強化されたため、市においても体制づくりが求められます。

○アンケートでは、障害のある人の悩みの相談相手として「同居している家族」がいずれの障害においても最も高くなっています。知的障害のある人は、次いで「福祉施設の職員」が高く、通所などをしている施設が、相談先としても重要な場になっていることがうかがえます。

○平成23年６月に「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年10月に施行されました。障害のある人への虐待防止に向けて市民、事業者などへの周知や、虐待が発生した場合の一時保護するための体制づくりが人権擁護の観点からも必要です。

○焼津市では法施行に合わせ、「焼津市障害者虐待防止相談窓口」を福祉事務所内に設置しました。虐待の通報や相談などに早期対応できる体制や関係機関との連携を強化していく必要があります。

【具体的な取り組み】

34　相談支援体制の充実		
取り組み	内容	担当課
相談支援体制の充実	相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。毎月１回程度、連絡会を実施し、事例の検討や地域課題の抽出を行います。	地域福祉課
サービス等利用計画の作成体制の整備	障害福祉サービスを利用する人のサービス等利用計画を円滑に作成できる体制を整備し、障害のある人の意思決定を尊重し、個々に合った効果的なケアマネジメントを行っていきます。	地域福祉課
基幹型相談支援センターの設置	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹型相談支援センターの設置を検討します。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
ピアカウンセリングの実施	障害のある人自身がカウンセラーとなって、同じような立場や状況にある障害のある人に対して相談援助活動を行うピアカウンセリングの実施体制を整備します。	地域福祉課
発達障害のある人への支援体制の整備	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人（児童を含む）について、静岡県発達障害者支援センターや市内相談支援事業所と連携し、支援体制を整備します。また、市民に対し、発達障害についての知識の普及や啓発を進めます。	地域福祉課
発達障害児連絡会の開催	発達に問題を抱える子どもに関わる教育・福祉・医療関係者が年３回、市立病院に集まり、勉強会を行っています。成長過程において切れ目のない支援ができるよう、地域の関係機関の協力関係を強めていきます。	市立病院
発達障害のある子を持つ親の会の開催	発達に問題を抱える子どもを持つ親の会「たけのこの会」を市立病院内で開催します。同じ立場の親同士の相談（ピアカウンセリング）などを通して、親が日々の相談や子どもへの接し方を考える場とし、親の不安解消などの支援をします。	市立病院
介護保険制度と障害福祉施策との連携	障害福祉サービス利用者が 65 歳（特定疾病を持つ人は 40 歳以上）を迎えると、原則介護保険制度の利用を優先することになり、障害のある人の個々の特性を考慮した上で、円滑な移行を実施していきます。 障害福祉サービス事業所の職員が、介護保険制度の知識を深めるための研修会の開催や施設での実習などを行う機会を持てるよう検討します。	長寿福祉課 地域福祉課

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

35　障害のある人の権利擁護対策		
取り組み	内容	担当課
権利擁護制度の利用推進・周知	障害などのために判断能力が十分でない人が悪質商法の消費者被害・トラブルなどの不利益を被らないようにするため、また、必要なサービスなどを円滑に利用できるようにするために、権利擁護制度の利用支援・周知を行います。	地域福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活を送る上で、十分な判断ができない障害のある人や高齢者を対象に、社会福祉協議会の生活支援員などが福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行っています。今後必要とする人の増加が予想されるため、制度の周知・普及に努めます。	地域福祉課 (社会福祉協議会)
成年後見制度の利用促進	判断能力が著しく不十分な市民に対し、財産管理などの法律行為を行う成年後見制度の周知や市長申立手続きの実施を行います。また、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成を検討します。	長寿福祉課 地域福祉課

36　虐待防止と早期対応		
取り組み	内容	担当課
障害者虐待防止法の周知	市民や関係機関に対し、障害者虐待防止法の周知・啓発を図るとともに、虐待があった際の相談窓口の周知も行います。	地域福祉課
早期対応への体制の充実	「焼津市障害者虐待防止相談窓口」において、虐待に関する通報や相談があった場合は、早期に対応をするとともに、専門的な支援体制の整備をします。	地域福祉課

（２）福祉サービスの充実

【現状と課題】

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、市内のサービス提供事業所により居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスが提供されています。その他、障害のある人の日中の生活の場として、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスや、地域生活支援事業による地域活動支援センターなどがあります。充実した地域生活を送るためにも、サービスの周知やサービス内容の充実が求められます。

○障害のある人やその家族からは、介助者・介護者の緊急時（入院、冠婚葬祭など）における短期入所などのサービスを求める声があがっており、広域的な連携も強化しながら新たな事業者の参入促進を図っていく必要があります。

○事業所アンケートでは、利用者や家族から事業所にある相談や苦情の内容で「家族などが介助・介護ができなくなったときのこと」が 55.2％と最も多くなっています。そのための対策として、グループホーム・ケアホームの整備を進める必要があるという意見が多くありました。

○ヒアリングでも、障害のある人の住まいとして、グループホーム・ケアホームを求める意見が多くあがっています。“親亡き後”の生活の不安を解消するためにも、グループホーム・ケアホームを含め、障害のある人が安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

○平成 24 年度から、地域での生活に移行するための相談や住居の確保の支援などを行うサービスとして地域移行支援・地域定着支援が開始されており、施設や病院などに入所・入院している障害のある人が地域で生活していくための環境整備が進みつつあります。これらの新たなサービスを活用しながら、地域で安心して生活するための支援体制を強化していく必要があります。

【具体的な取り組み】

37　地域生活支援体制の充実		
取り組み	内容	担当課
ホームヘルプサービスの充実	ホームヘルプサービスにおいて、24 時間体制や休日対応の実施事業所の拡大に努めます。	地域福祉課
短期入所（ショートステイ）の利用の推進	介助者の急病など緊急時の対応や介助の負担軽減のため、短期入所（ショートステイ）の利用を推進し、利用できる施設の拡充に努めます。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
生活介護の充実	常時介護が必要な障害のある人に対し、障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供を充実します。	地域福祉課
訪問入浴サービスの充実	自宅の入浴設備での入浴が困難である在宅の重度身体障害のある人を対象に、専門スタッフが自宅に訪問して行う入浴サービスの提供を充実することで、地域での生活を支援します。	地域福祉課
日中一時支援事業の推進	障害のある人の日中における活動の場や家族の就労支援・休息の確保のため、日中一時支援事業の利用を推進し、利用できる施設の拡充に努めます。	地域福祉課
重症心身障害児（者）の在宅支援の充実	近隣市町の医療機関や障害福祉サービス事業所と連携を図り、また、市内における社会資源の活用方法を検討することなどにより、重症心身障害児（者）が地域で生活するための支援体制を整備します。	地域福祉課
日常生活用具給付・補装具費支給の実施	重度の障害のある人などを対象に、日常生活の手助けとなる日常生活用具給付や補装具費の支給を行います。 また、障害のある児童については、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業により給付を行います。	地域福祉課 健康増進課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入・修理などの費用を一部助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上、教育などにおける健全な発達を支援します。	地域福祉課

38　地域移行の推進

取り組み	内容	担当課
関係機関との連携強化	障害のある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、保健所や医療機関などとの情報共有・連携強化を図り、各種サービスの充実を図ります。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
地域移行支援事業、地域定着支援事業の推進	施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進めるため、地域移行のための相談や住居の確保、その他必要な支援を行う「地域移行支援事業」、また、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談やその他の必要な支援を行う「地域定着支援事業」を推進します。	地域福祉課
地域移行のためのサービス提供の基盤整備	知的・精神障害のある人も含めた重度訪問介護の対象の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などを推進し、障害の特性にかかわらず、障害のある人の地域移行を進められるよう、地域におけるサービス提供の体制を整備します。	地域福祉課

39　福祉施設の整備		
取り組み	内容	担当課
入所施設の整備	在宅生活が困難な障害のある人の生活を支援するため、近隣市町と連携し、入所施設の整備を検討します。	地域福祉課
グループホーム・ケアホームの整備の支援	地域の中で、障害のある人が自立して居住するためのグループホーム・ケアホームについて、利用者や希望者のニーズの把握に努め、整備の支援をします。	地域福祉課
ふじの国型福祉サービスの推進	ふじの国型福祉サービスにおける「基準該当障害福祉サービス」を利用し、介護保険施設（小規模多機能型など）に、障害のある人を受け入れる共生型福祉施設の整備を進め、短期入所などの供給拡大を図ります。	地域福祉課

（３）サービス提供体制の推進

【現状と課題】

○障害のある人やその家族が地域で安心した生活を送るために、提供するサービス量の確保と質の向上が重要です。

○質の高いサービスや支援が行えるよう、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターなどにおいて、精神障害や発達障害なども含めた、幅広い障害に関する知識と専門性を高めていくことが必要です。

○事業所アンケートにおいても、多くの居宅介護支援事業所から、障害のある人への支援方法についての専門性を高めたいという意見がありました。サービス提供体制の整備のためにも、サービス従事者の専門性を高める機会が必要となっています。

【具体的な取り組み】

40　サービスの量の確保と質の向上		
取り組み	内容	担当課
サービス量の確保	地域におけるサービス量を確保できるように、不足している障害福祉サービスについて、既存施設での定員拡充や新規参入について事業者に働きかけます。	地域福祉課
サービス従事者の質の向上	焼津市障害者自立支援ネットワークの各連絡会を継続開催し、サービス提供者が一同に会し、お互いに啓発し合える場を設けることで、サービスの質の向上を図ります。	地域福祉課
居宅介護支援事業所の障害福祉サービスの理解向上	高齢者への支援を主に行っている居宅介護支援事業所に対し、障害のある人への支援方法などを学ぶ場を定期的に設置し、サービスの質の向上を図ります。	地域福祉課
研修会や講演会への参加呼びかけ	サービス提供者に市や県などが開催する研修会や講習会への参加を働きかけます。	地域福祉課

基本方針６　保健・医療サービスの充実

（１）疾病予防の充実

【現状と課題】

○アンケートによると、障害が発生した年齢は、身体障害のある人で「60～69 歳」、知的障害のある人で「０～14 歳」、精神障害のある人で「20～29 歳」が多くなっています。特に身体障害、精神障害においては、心身の健康づくりが障害の予防につながることがあるため、日頃からの健康づくり活動や各種健診の実施が重要になります。

【具体的な取り組み】

41　疾病予防と介護予防の充実		
取り組み	内容	担当課
障害の原因となる疾病の予防	障害の原因となる疾病を予防するため、講演会の開催や特定健康診査、各種がん検診などを行うとともに、広報紙などを活用し、健康の保持増進のための正しい知識の啓発を図ります。	健康増進課
健診・検診体制の充実	健診・検診の受診率の向上を図るとともに、健診結果がハイリスクの人へは訪問指導を実施することで、早期予防・早期治療による障害の発生予防、軽減化を図ります。	健康増進課
高齢者の介護予防の推進	運動、栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを通じて、高齢者が将来介護の必要な状態にならないよう介護予防事業を推進します。	長寿福祉課

（２）保健・医療体制の充実

【現状と課題】

○アンケートによると、精神障害のある人が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた年齢は、「20～29 歳」が 25.0％と最も高く、次いで「30～39 歳」が 22.9％となっています。高校や大学などの在学中の発病などにより、就職経験もなく社会生活への適応に困難を有する人もいるため、教育機関との連携の方法が課題となっています。

○アンケートによると、通院の頻度は精神障害のある人が最も高く、「１か月に１回以上の定期的な通院をしている」が 75.5％となっています。また、悩みの相談先としても、精神障害のある人は 39.1％が「医療機関」と回答しており、医療機関とのつながりが強いことがうかがえます。このため、医療サービスの充実や医療機関と連携した精神障害のある人への支援体制の充実が求められます。

○アンケートによると、障害の有無にかかわらず難病や発達障害のある人も一定程度みられます。平成 25 年４月施行の「障害者総合支援法」では難病患者なども障害福祉サービスの対象となったことから、手帳所持者以外についても、障害についての周知を含めて幅広い対応が必要となります。

○障害の特性によっては、医療機関への受診が困難であったり、医療機関での診断・治療の際の意思疎通が困難であるため、適正な治療が十分に受けられない人もいます。訪問診療などを活用しながら、それぞれの障害特性を理解した上での支援が求められています。

【具体的な取り組み】

42 医療サービスの充実		
取り組み	内容	担当課
医療機関・教育機関との協力	医療や福祉サービスを必要としている人に対して適切な支援を行えるよう、医療機関、教育機関、福祉分野において協力を密にし、支援に関する情報提供や連絡調整を行います。	地域福祉課
医療に関する情報提供の充実	障害のある人が安心して医療を受けられるよう、医師会や歯科医師会などの関係団体の協力を得ながら情報提供を行います。	健康増進課
難聴者への支援	市立病院では、難聴者に対し、「聞こえの問題と補聴器相談」を実施しています。また、障害者手帳の申請や福祉サービスの利用方法などの助言を行うことで、難聴者への支援を行います。	市立病院

取り組み	内容	担当課
歯科相談の充実	障害のある人から歯科診療の相談があった場合、必要な診療が受けられるよう市内の障害者歯科相談医を紹介するなど、歯科医師会と連携を図ります。	健康増進課
訪問看護サービスの充実	病気や障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で療養生活が送れるように障害福祉サービス事業所に働きかけ、訪問看護サービスの充実を図ります。	地域福祉課
専門職員の配置とサービス提供者の医療知識の向上	障害児（者）施設において、医療知識を持つ看護職などの職員の配置を求めるとともに、サービス提供者への専門的な知識や技術の向上を働きかけます。	地域福祉課
医療費の助成	重度心身障害者（児）医療費助成制度や精神障害者医療費助成により、障害のある人への医療費の自己負担の軽減を図っていきます。また、身体の機能障害を軽減や除去するなど確実な治療効果が期待できる手術や治療に要する医療費を助成するため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の着実な推進を図ります。	地域福祉課

43 精神障害のある人を支える体制の充実

取り組み	内容	担当課
「精神保健福祉のしおり」の配布	「精神保健福祉のしおり」を作成・更新し、精神科外来などで配布することで、精神障害のある人が地域で生活するために必要な情報を提供します。	地域福祉課
精神障害者家族教室などの開催	統合失調症などの精神障害のある人の家族が、精神障害についての知識や理解を深めたり、お互いに悩みを話し合えたりする場を設置し、家族の支援を行います。また、家族だけでなく、地域や職場など周りの人も精神障害を理解できる場となるよう努めます。	地域福祉課
精神保健福祉講演会の開催	精神疾患についての講演会を開催することにより、本人、家族、友人などが病気について理解し、その予防及び克服法を学ぶ機会を提供します。	地域福祉課

取り組み	内容	担当課
ひきこもり対策の実施	青少年教育相談センター主催の「子ども、若者支援地域協議会」を通して、市内の関係機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある人やその家族の相談体制を充実します。	地域福祉課 社会教育課
ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聴き、必要な支援に繋げるゲートキーパーの周知と養成を行い、地域における見守り体制の強化をめざします。	地域福祉課 健康増進課
高次脳機能障害のある人への支援	外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害などがある人について、県や相談支援事業所などと連携し、支援を図っていくとともに、周知・啓発を行っていきます。	地域福祉課
失語症や高次脳機能障害の訓練や相談の実施	市立病院リハビリテーション技術科にて、失語症や高次脳機能障害のある患者に対して、訓練や相談を実施することで、能力を引き出し、コミュニケーションや脳機能の改善に繋げます。また、精神面をサポートするため、患者が集う会「さざなみの会」の開催を支援し、職場復帰や家庭復帰などが果たせるよう取り組みます。	市立病院

44　難病支援の充実

取り組み	内容	担当課
難病支援の充実	平成25年4月施行の障害者総合支援法では、障害者の定義に難病患者などが追加され、障害福祉サービスの対象となることから、制度を周知し、適切な運用をしていきます。	地域福祉課

基本方針７　防災・災害対策の整備

（１）災害への備えの推進

【現状と課題】

○大規模災害などのいざという時には、すべての市民に迅速に情報を伝達する必要があります。特に、視覚や聴覚に障害のある人は、緊急時の情報伝達に不安を感じていることが多いため、多様な緊急連絡体制の構築が必要です。

○アンケートでは、災害発生時に必要な支援について、いずれの障害のある人も「災害情報を早く知らせてほしい」が４割程度みられました。災害時や緊急時において、障害特性に合った情報伝達方法や受信方法の周知が必要です。

【具体的な取り組み】

45　災害への備えの推進		
取り組み	内容	担当課
やいづ防災メールへの登録呼びかけ	地震や津波、気象情報などの災害に関する情報を市民へ迅速に伝えるため、同報無線だけでなく、携帯電話やパソコンへも情報をメール配信しています。聴覚に障害のある人は情報が視覚的に得られ、視覚に障害がある人は携帯電話端末の読み上げ機能を用いて情報を得ることができるため、「やいづ防災メール」への登録を呼びかけます。	危機管理課
災害情報ホームページの周知	「災害情報ホームページ」にて焼津市管内の災害情報をリアルタイムで更新しています。今後は、志太消防本部として、ホームページでの災害情報の配信方法を検討します。	志太消防本部
ファクス 119 番	聴覚に障害のある人、うまく電話で話ができない人からのファクスによる火災・救急の通報を受信します。また、「通信用ファクス用紙」などの利用方法を周知します。	志太消防本部
防災対策用具の給付	在宅重度身体障害者防災対策用具給付事業により、情報関連機器（音声式携帯電話）や人工呼吸用外部バッテリーなどを給付します。	地域福祉課
海岸周辺の施設における津波対策	海岸周辺にある施設において、施設の安全点検や津波避難訓練などを実施し、近隣に避難できる建物がない施設については、内陸部への移転も含め、施設とともに対処方法を検討します。	地域福祉課

（２）災害時の体制の整備

【現状と課題】

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、障害のある人の避難や安否確認、避難所での生活などに関して課題がみられており、東海地震の地震防災対策強化指定地域に指定されている焼津市においても、平常時から災害時要援護者への支援体制を整備しておく必要があります。

○焼津市では平成 22 年３月に「焼津市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。いざという時のために、災害時要援護者リストへの登録や災害時要援護者の個別計画の作成が重要になりますが、アンケートによると、障害のある人の災害時要援護者リストへの登録は身体障害のある人及び知的障害のある人で２割程度、精神障害のある人で１割程度にとどまっています。その理由として「計画を知らない」とする割合が高いため、計画のさらなる周知が求められます。

○アンケートによると、障害のない人の約３割が災害時に障害のある人への支援を行うことが「できる」と回答しています。その主な支援内容としては、「避難地や避難所への誘導」「声かけ・安否確認」がそれぞれ７割前後となっています。障害のある人の避難は、それぞれの特性に応じた支援が必要となるため、障害のない人への障害の特性の周知も含め、障害のある人も参加できる地域の防災訓練の体制づくりが重要です。

○障害のある人やその家族にとっては、避難所での生活は不安なものとなります。アンケートでは、特に知的障害のある人で「障害のある人に対応した避難所を整備してほしい」といった回答が多くなっています。そのため、一般の避難所での配慮や障害特性に応じた福祉避難所の整備により、災害時でも安心して過ごすことができる場所を充実させることが必要です。

【具体的な取り組み】

46　障害のある人も参加できる防災訓練の実施		
取り組み	内容	担当課
防災訓練への参加呼びかけ	自主防災組織、障害者関係団体や民生委員を通じ、障害のある人に防災訓練に参加するように呼びかけます。	危機管理課 地域福祉課
防災訓練での障害のある人への配慮	防災訓練の実施を主体となって行う自主防災組織に対し、障害のある人の避難に際し配慮することなどを自主防災委員が集まる会議などにおいて説明するとともに、自主防災組織と民生委員・児童委員との連携を強化することで、啓発に努めます。その上で、障害のある人に配慮した防災訓練の実施を依頼していきます。	危機管理課 地域福祉課

取り組み	内容	担当課
障害福祉サービス事業所における防災訓練の実施	障害福祉サービス事業所において、定期的な防災訓練や海岸から近い施設においては津波避難訓練の実施を継続し、施設関係者の防火・防災の意識向上を図ります。また、防災マニュアルの作成状況を確認し、必要に応じて見直しを呼びかけます。	地域福祉課

47　災害時要援護者の把握と支援体制の充実		
取り組み	内容	担当課
災害時要援護者避難支援体制の整備	災害時要援護者避難支援計画を障害のある人などに周知し、災害時要援護者リストへの登録者数を増やします。また、地域支援者の確保などについて自主防災組織に協力依頼を行います。	地域福祉課 危機管理課
災害時ボランティアコーディネーターの育成・連携	社会福祉協議会と連携し、災害時に支援を必要とする人とボランティアを結びつける役割を担う災害時ボランティアコーディネーターを養成し、災害時に活動できる体制づくりを行います。	地域福祉課 （社会福祉協議会） 危機管理課
災害時の支援マニュアルの作成	防災訓練や避難所においての配慮方法などを記載した災害時の支援マニュアルや避難所マップなどを当事者組織と連携して作成します。	地域福祉課

48　避難所における配慮		
取り組み	内容	担当課
避難所における障害のある人への配慮	災害時の避難所運営の主体となる自主防災組織に対し、障害のある人が避難所生活を送る際に、どのようなことに暮らしにくさを感じるかについて、体験談の紹介などを通し、配慮の必要性を周知していきます。	危機管理課
福祉避難所の整備	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のために、社会福祉施設などと協定を結び、福祉避難所を確保し、整備に努めます。	長寿福祉課 地域福祉課

第５章　計画の推進体制

第５章　計画の推進体制

（１）庁内連携体制の整備

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなど、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、庁内の関係各課との連携を強化し、計画の着実かつ効果的な推進を図っていきます。

（２）地域における各関係機関・団体、企業との連携

障害のある人が住みなれた地域で安心し、自立した生活が送れるようにするためには、行政だけではなく、地域住民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が必要であるため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図っていきます。

（３）焼津市障害者自立支援ネットワークの充実

本市では、障害の有無に関わらず、市民が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかわる関係機関が情報を共有し、地域課題の解決に向けた協議を行う機関として、平成 21 年より「焼津市障害者自立支援ネットワーク」を設置しています。

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」は、全体会議と各連絡会で構成されています。各連絡会では、障害福祉関係機関のネットワークづくりや様々な支援を必要とする事例の検討などを行い、全体会議では、地域資源の整備など各連絡会だけでは解決できない課題について審議・検討し、施策への反映を行っています。

今後はさらにこの機能を充実し、地域における総合的な支援ネットワークとするために、各連絡会を課題別やプロジェクト別の体系に再構築する取り組みなどにより、関係機関などとの情報共有や連携の強化を図っていきます。

（４）県、近隣市町との連携

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」で出された地域課題などのうち、県や志太榛原圏域の近隣市町による広域での取り組みが必要な場合は、静岡県自立支援協議会や志太榛原圏域自立支援推進会議と連携していきます。

（５）計画の進捗管理

本計画で掲げた施策においては地域福祉課を中心に、庁内の取り組みについて定期的なモニタリング調査を実施し、進捗管理を行います。

また、「焼津市障害者自立支援ネットワーク」の全体会議において、定期的に計画の進捗状況の報告を行い、障害のある人や障害福祉関係者などの意見を反映した上で進捗管理を行います。

■計画の進捗管理

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

■焼津市障害者自立支援ネットワーク組織図

焼津市障害者自立支援ネットワーク組織図

事務局

○地域福祉課
○相談支援事業者

運営

全体会議

◆各連絡会の活動報告
◆意見交換
◆相談支援事業の評価
◆計画の進捗管理・調整

各連絡会

◆課題の集約　◆課題検討
◆提案の作成　◆情報の共有等

- 身体障害支援連絡会
- 知的障害支援連絡会
- 精神障害支援連絡会
- 就労支援連絡会
- 藤枝特別支援学校等進路支援連絡会
- 居宅介護支援事業所連絡会
- 相談支援連絡会

○志太榛原圏域自立支援推進会議
○静岡県自立支援協議会

◆圏域課題の共有　◆解決への取り組み

個別支援会議
（個別ケース処遇検討会）

◆個別ケースからみえる地域課題の報告

備考：平成24年度末現在

関連資料

関連資料

（１）計画策定の経緯

開催日	内　容
平成24年７月12日	第１回　策定委員会 ・焼津市障害者計画について ・策定方針の決定
平成24年 ７月31日～８月２日	障害のある人との意見交換会の実施
平成24年８月６日	第２回　策定委員会 ・アンケート調査について
平成24年８月21日	第１回　庁内幹事会 ・焼津市障害者計画について ・アンケート調査について
平成24年 ９月10日～９月25日	アンケート調査実施
平成24年 10月15日～10月25日	障害者関係団体との意見交換会（団体ヒアリング）の実施
平成24年11月19日	第３回　策定委員会 ・アンケート調査結果、団体ヒアリング結果について ・焼津市障害者計画素案（第１章、第３章）について
平成24年12月18日	第２回　庁内幹事会 ・アンケート調査結果、団体ヒアリング結果について ・焼津市障害者計画素案（全文）について
平成24年 12月25日	第４回　策定委員会 ・焼津市障害者計画素案（全文）について
平成25年 ２月１日～２月25日	パブリックコメントの実施
平成25年　３月14日	第３回　庁内幹事会 ・焼津市障害者計画原案（全文・概要版）について
平成25年　３月28日	第５回　策定委員会 ・焼津市障害者計画原案（全文・概要版）について

（２）策定委員会委員名簿

敬称略・順不同

	所　属	氏　名
1	静岡福祉大学　教授	（会長）太田　晴康
2	社会福祉法人　焼津福祉会　理事長	池ヶ谷　聡
3	社会福祉法人　高風会　理事長	渕脇　一啓
4	焼津市社会福祉協議会　会長	小林　宏旨
5	焼津市身体障害者福祉協会　会長	（副会長）山田　敏晴
6	焼津市重症心身障害児（者）を守る会　副会長	織田　智子
7	焼津市手をつなぐ育成会　会長	田村　正志
8	特定非営利活動法人 精神保健福祉　焼津心愛会　理事長	曽我　壽惠子
9	特定非営利活動法人 静岡福祉総合支援の会　空と大地と　理事長	大橋　妙子
10	静岡県立藤枝特別支援学校　副校長	深澤　裕子
11	社会福祉法人　嬰育会　理事長	奥川　辰次
12	焼津市民生委員児童委員協議会　副会長	釜田　和子
13	焼津市ボランティア連絡協議会　会長	穐山　彌生
14	焼津市医師会　医師	谷口　正和
15	焼津公共職業安定所　所長	田島　忠志
16	静岡県中部健康福祉センター　障害福祉課長	鶴見　宏
17	焼津市教育委員会　学校教育課長	藁科　善彦
18	焼津市福祉保健部　部長	西形　茂樹

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 関連資料 参考資料

（３）庁内幹事会委員名簿

敬称略・順不同

役　職	補　職　名		氏　名
委員長	福祉保健部長		西形　茂樹
委員	総務部	危機管理課長	北川　雅己
〃	企画財政部	企画調整課長	青島　正幸
〃		財政課長	福與　直己
〃	市民生活部	生活安全課長	土屋　直一
〃	福祉保健部	長寿福祉課長	飯塚　泰充
〃		児童課長	齊藤　惠美
〃		健康増進課長	石野　敦史
〃		スポーツ振興課長	法月　幸夫
〃	産業振興部	商工課長	吉田　徹
〃	都市整備部	道路課長	杉本　瑞穂
〃		河川課長	寺尾　隆之
〃		都市計画課長	秋山　藤治
〃		建築指導課長	小花　幸
〃		住宅営繕課長	鈴木　敏郎
〃	教育委員会	学校教育課長	藁科　善彦
〃		社会教育課長	八木　勝義

事務局	福祉保健部	地域福祉課長	河守　孝典
〃		地域福祉課主幹	原田　祐介
〃		地域福祉課主幹	鈴木　利明
〃		地域福祉課主任主査	山口　幸子
〃		地域福祉課主任主査	望月　誉之
〃		地域福祉課主査	松田　智仁

（４）焼津市障害者計画策定委員会設置要領

（設置）

第１条　この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者計画」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、焼津市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（掌握事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

(1) 焼津市障害者計画に係る現状把握及び評価に関すること。

(2) 計画案について内容を審議し、意見を述べること。

(3) その他計画案の策定に関し必要な事項

（組織）

第３条　焼津市障害者自立支援ネットワーク設置要綱第２条１項４号及び５号に基づき、「焼津市障害者自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を委員会と定める。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、ネットワークの会長とし、副委員長はネットワークの副会長とする。

３　委員長は、会議を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じて、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　第２条に規定する事項に係る資料収集、計画素案その他必要な作業を行うため、委員会に幹事会を置く。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この事項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成 24 年７月９日から施行する。

（失効）

２　この要領は、計画が策定された日限り、その効力を失う。

（５）障害者基本法（概要）

■障害者基本法の概要

〇法律の目的（第１条）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とします。

〇障害者の定義（第２条）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことです。なお、社会的障壁とは、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

〇基本原則

【地域社会における共生等】（第３条）

共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図ります。

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

【差別の禁止】（第４条）

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

【国際的協調】（第４条）

共生社会の実現は、国際的協調の下に図られなければなりません。

○国民の理解／国民の責務（第７条、第８条）

国及び地方公共団体は、「地域社会における共生等」から「国際的協調」までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施します。一方、国民は、基本原則にのっとり、共生社会の実現に寄与するよう努めるとされています。

○施策の基本方針（第 10 条）

障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施し、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めます。

○計画の策定（第 11 条）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

（６）用語解説

あ　行

移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活で必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の移動を支援する。（地域生活支援事業）
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。
SP（エス・ピー）コード	文字情報を内包した二次元コードの一種。専用の読取装置を用いることによって、情報を音声・点字・テキストなどで出力することができる。
NPO（エヌ・ピー・オー）	Non Profit Organization の略。医療、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野で行政・企業とは別に社会的活動をし、営利を目的としない民間非営利団体のこと。
応益負担	自分が受けた利益に応じた対価を負担すること。特に、医療・介護・福祉サービスで、所得に関係なく受けたサービスの内容に応じて対価を支払うこと。
応能負担	各自の能力に応じて負担すること。特に、医療・介護・福祉サービスで、所得に応じて対価や保険料を支払うこと。

か　行

官公需	国や市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをしたりすること。
基準該当障害福祉サービス	指定障害福祉サービスの基準は満たしていないものの、介護保険事業所などの基準を満たす事業所であり市町村が認めた事業者が障害のある人に提供する障害福祉サービス。

グループホーム （共同生活援助）	就労したり、通所施設に通っている障害のある人が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設。（障害福祉サービス）
ケアホーム （共同生活介護）	障害の重い人が、介助を受けながら地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設。（障害福祉サービス）
ゲートキーパー	地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気付き、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。国の自殺総合対策大綱においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材などの養成が目標に掲げられている。
権利擁護	知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないことがある。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。（障害福祉サービス）

さ　行

災害時要援護者	災害の際に家族以外の人の手助けがないと避難できない在宅生活をしている障害のある人や高齢者、要介護者などの人。
災害時要援護者**リスト**	災害時要援護者で毎年、市、自主防災組織、民生委員・児童委員が実施している世帯家族しらべにおいて、リスト掲載に同意した人が登録する名簿。登録することにより、自主防災組織の協力により地域支援者を確保し、避難に関する個別計画を作成する。
磁気ループシステム （磁気誘導無線装置）	人が集まる会場や騒音が多い場所など、補聴器のみでは、周囲の雑音により音声が聞き取りづらい場合に、補聴器に直接音声を送り込むための機材。

重症心身障害児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障害を重複した状態にある児童（者）のこと。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（障害福祉サービス）
就労継続支援（A型・B型）	一般企業などで働くことの難しい障害のある人が働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型がある。（障害福祉サービス）
手話奉仕員	聴覚障害のある人と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を取得することにより、社会参加を助ける担い手としての手話通訳を行う人。
巡回相談員	児童・生徒一人ひとりが必要とする支援の内容と方法を明らかにするため、市内各学校を巡回し、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童・生徒の支援を実施する者に対し指導、助言を行う人のこと。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。平成 23 年8月に改正された。
障害者虐待防止法 （障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	障害のある人の虐待を防止することを目的とし、虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。虐待を発見した際の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などが定められている。平成 24 年 10 月に施行された。
障害者権利条約 （障害者の権利に関する条約）	2006 年 12 月に第 61 回国連総会で採択され、2008 年5月に発効した、障害者の人権条約。日本は、2007 年9月に署名している。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人に他者との均等な権利を保障すると規定している。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人が職業的自立を図るための就業支援や、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うための施設。就労を希望する障害のある人に対して、仕事を探すための相談から、就労後のフォローアップまで様々な支援を行う。

障害者自立支援法	身体、知的、精神といった障害の種類ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成 18 年4月から順次施行となった法律。
障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年4月（一部平成 26 年4月）に施行される。障害者の定義への「難病患者」の追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施予定となっている。
障害者優先調達推進法 （国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）	障害者就労施設で就労する障害のある人などの経済面の自立を進めることを目的とし、国や地方公共団体などが物品やサービスを調達する際、優先的・積極的に障害者就労施設などから購入することを推進するために制定された法律。市においては、毎年度、調達方針の作成及び調達実績の公表をする必要がある。平成 25 年4月施行。
障害福祉サービス	障害者自立支援法に基づく、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援するサービスのこと。「介護給付」と「訓練等給付」のサービスがある。
情緒障害	感情のあらわれ方が偏っていたり、表現の仕方が激しかったりなど、自分の意思ではコントロールできないことが継続するため、学校生活や社会生活に支障をきたす障害のこと。
ジョブコーチ （職場適応援助者）	障害のある人が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。障害の程度にあわせて次の制度が適応される。 【精神通院医療】精神疾患がある人で通院による精神医療が継続的にある人 【更生医療】身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人 【育成医療】身体に障害がある 18 歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。（障害福祉サービス）
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めた人に交付される手帳。障害の程度により1級から3級に区分される。
成年後見制度	障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約を取り消したりする。
ソーシャルワーカー	高齢者や障害のある人やその家族が、日常生活上で生じる不安や問題に対して専門的な立場から助言、援助を行う専門職。

た　行

地域活動支援センター	通所することで創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るなど、障害のある人の自立した地域生活を支援する場。
地域生活支援事業	市町村または都道府県が行う障害のある人などの自立支援のための事業。相談支援、成年後見制度利用支援、移動支援、日常生活用具の給付等、コミュニケーション支援などがある。
低床バス	乗り口から車内床面までの段差が1段のバス（ワンステップバス）と車高が低く段差のないバス（ノンステップバス）の総称で、高齢者や障害のある人などが乗り降りしやすいようになっている。
点字ブロック	正しくは「視覚障害者用誘導ブロック」であり、視覚障害者に対する誘導または段差の存在などの警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックのこと。 種類としては、移動の際の誘導を行うための平行線上の突起をつけた「線状ブロック」と、特定の場所を知らせたり警告したりするための点状突起をつけた「点状ブロック」がある。

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行う。（障害福祉サービス）
統合失調症	思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力が長時間にわたって低下し、その間にある種の幻覚や妄想、まとまりのない行動がみられる精神疾患。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年4月施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につける特別支援学校として位置づけられた。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点で、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
特別支援教育コーディネーター	障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため学校に配置される調整役。

な　行

日常生活用具	身体障害のある人が日常生活を送る際に、障害による負担を軽減するために使う用具。

は　行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害など、比較的低年齢で発症する脳機能障害。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うこともあり、学習障害、注意欠陥多動性障害など、障害のある能力やその程度は人により様々である。
アスペルガー症候群	知的障害を伴わない自閉症で、対人関係や社会性・興味・コミュニケーションについてこだわり行動などの特異性が認められる障害。
学習障害（LD）	全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障害。
広汎性発達障害（PDD）	自閉性障害に対する総称的な呼称。自閉症の診断基準をすべて十分満たすものから、その症状が非定型であったり、程度が弱いものまでを広く包含した概念。
注意欠陥多動性障害（AD／HD）	多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害。勉強や仕事などに細かい注意を払うことができずに誤りを起こす、よく物をなくす、話しかけられても聞いていない、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持つ。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ふじの国型福祉サービス	高齢者、障害のある人、子どもなど、年齢や障害の有無にかかわらず、身近な地域でサービスを受けられることを目的として静岡県が推進しているサービス体系。介護保険制度の定着に伴い、基盤整備が進んでいる高齢者介護サービスを活用し、通所介護事業所などで障害のある人や子どもの受け入れを行う「共生型福祉施設」などがあげられる。
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童館、学校の空き教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を与える事業。

法定雇用率	常用労働者数56人以上規模の民間企業などに対して、その雇用している労働者に占める身体障害のある人、知的障害のある人の割合が一定以上であるよう法律で定めた値。民間企業では1.8％、官公庁では2.1％を超えるよう定められている。（平成25年4月からは、民間企業は2.0％、官公庁は2.3％となる。）
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたいという人などとボランティア活動の支援を必要とする人などの間に立ち、それぞれのニーズが合致するための支援などを行う役割を果たす専門スタッフ。

ま　行

見守り員	焼津市社会福祉協議会が地域住民との協働で進める見守り活動「だれもが安心して暮らせるふれあいネット」に協力する地域住民。
民生委員・児童委員	【民生委員】それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」を兼ねている。 【児童委員】地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人のこと。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や　行

ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無にかかわらず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」デザインとすること。
要約筆記	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 関連資料 参考資料

ら　行

リハビリテーション	障害のある人に対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療訓練。
療育手帳	知的障害のある人に対し、都道府県知事によって交付される手帳。障害の程度により、静岡県ではA判定またはB判定に区分される。
臨床心理士	臨床心理学に基づく知識や技術により、心理的課題を抱える人に専門的な立場から援助する人のこと。

参考資料

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
関連資料
参考資料

参考資料

（１）焼津市災害時要援護者避難支援計画の概要パンフレット

災害時地域のみんなで支え合おう

やいづしさいがいじようえんごしゃひなんしえんけいかく
焼津市災害時要援護者避難支援計画のご案内

「災害時要援護者避難支援計画」とは

この計画は、台風や大雨、地震などの災害が起こったときに、消防や警察などの防災に携わる機関や市など行政はすぐに個々へ対応することができず、支援には限界があります。

このため、「自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人」を災害が起こったときに、ご近所・知人など地域の人の手助けにより安全な場所に避難していただこうとする計画で、ご自身の意思により登録いただくものです。

要援護者として登録したい人は、事前の情報提供への同意、
地域の方は要援護者支援へのご協力をお願いします。

4つのポイント

■制度を利用したい人は、**事前に要援護者リストに登録**していただきます。

■ご近所の人などで支援してくれる人（**地域支援者**）を決めて、個別計画に掲載することの**同意**を得ます。

■個別計画を作成する際に、**支援のために必要な個人情報を自主防災会・民生委員・地域支援者に提供することに同意**していただきます。

■地域支援者には、要援護者への日頃の声掛けや、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いします。
ただし、できる範囲での支援であり、**責任を伴うものではありません。**

災害時要援護者

【対象者】
次の①～④のいずれかに該当する方のうち、災害時に他者の手助けがなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な手助けを受けることができない方です。

対象者区分	範囲等
①高齢者	一人暮らしの高齢者 高齢者のみの世帯
②障害のある人	身体障害者手帳の交付を受けている人 療育手帳の交付を受けている人 精神保健福祉手帳の交付を受けている人
③要介護者	介護保険法に規定する要介護・要支援判定を受けている人
④その他	上記に準ずる状態にある人

災害時に援助者の支援を受けるには？

あらかじめ支援に必要な個人情報をリスト保管者に提供することに同意していただく必要があります。

1 要援護者リストへ登録しましょう

●登録方法
毎年６月１日に実施している、世帯家族調べの「在宅で自力避難困　　難でリスト掲載に承諾する方に○印」欄（右端）に○印をつけて下さい。
世帯家族調べ終了後のリスト掲載については、市役所地域福祉課へお問い合わせください。
●保管者
自主防災会、民生委員児童委員、行政（危機管理課・地域福祉課）

2 個別計画を作成しましょう

●作成対象者
要援護者リスト登録者の内、家族等の支援が受けられない人について１人１枚作成します。
●登録内容
住所や氏名・性別・生年月日・電話番号・家族構成・緊急連絡先、その他支援活動を円滑に進めるために必要な個人情報です。
●保管者
自主防災会、民生委員児童委員、地域支援者、行政（危機管理課・地域福祉課）

★要援護者リストと個別計画への登録は義務ではありません。また、この制度に登録したからといって必ずしも災害時に支援が受けられるとは限りません。要援護者の方も自助の意識を持ち、できる限りの備えをしてください。

★この制度は、地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らすことが目的です。災害時のみならず普段からお互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。

災害時要援護者登録制度の仕組み

世帯家族しらべ調査の際、リスト登録に同意〇印

自分の意思で申請・情報提供に同意

自主防災会・民生委員児童委員

個別計画書作成対象者の絞り込み
災害時要援護者宅を訪問

リストから調査対象者を絞り、対象者宅訪問、制度説明

本人同意「個別計画作成」
地域支援者確保

個別計画書を市へ提出

災害時要援護者支援登録

個別計画の提供

避難支援プランの作成
普段の見守り
災害時の安否確認等支援

個別計画の提供

自主防災会
地域支援者（近隣人）

協力

民生委員・児童委員

避難支援をする地域支援者

誰が支援者になるの？
　災害時要援護者の**ご近所にお住まいの方**に、災害時要援護者に対して避難支援をする「地域支援者」になっていただきます。

　災害時要援護者が、地域支援者になる方に了解を得た上で、申請書に名前・住所・連絡先を記入し、自主防災会や民生委員児童委員を通じて市に提出します。
　市では、地域支援者についても災害時要援護者リストに登録し、自治会（自主防災会）や民生委員児童委員へ情報提供します。

災害時の役割
- 災害時や災害発生の恐れがある場合の情報伝達
- 必要に応じて、災害時要援護者宅や避難所での安否確認
- 必要に応じて、指定された避難所への避難誘導等の支援

平常時の役割
　災害時要援護者として登録されている方は、災害時のみでなく、普段の生活の中でも支援の必要があるかもしれません。
　地域支援者の皆さんには、普段から災害時要援護者のことを気にかけていただき、日頃の見守りや声かけなどを行っていただくことも大切です。

　地域支援者であっても、まず自分や家族の安全確保が第一となります。
上記の内容は、地域支援者の皆さんの好意（善意）によって成り立つ、地域内での取り組みの一環ですので、義務や責任を伴うものではありません。
できる範囲での支援をお願いします。

問合先:　地域福祉課
電話 054－626－1127

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 関連資料 参考資料

（２）福祉避難所一覧

市では、災害発生時に通常の避難所では避難生活が困難な高齢者、障害のある人などの災害時要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、災害時要援護者の利用に適している施設を福祉避難所として指定しています。また、社会福祉施設等と協定を結んでいます。

■福祉避難所一覧

施設名	所在地
＜福祉避難所指定施設＞	
焼津市総合福祉会館	大覚寺三丁目２－２
養護老人ホーム慈恵園	大覚寺三丁目２－３
大井川福祉センター	宗高５７２－１
＜福祉避難所協定施設＞	
ウエルシップみおし	大覚寺三丁目２－１
暁	大覚寺三丁目１－２
ゆりかご保育所	五ケ堀ノ内７５９－１
第三ゆりかご保育所	一色７２２
さくら保育園	北新田３７８－１
なかよし保育園	西小川６－１５－６
なかよし大富保育園	中新田１１４８－１
たかくさ保育園	坂本４４９－２
特別養護老人ホーム　あおい荘	一色４３５
特別養護老人ホーム　福聚荘	大島６４９
特別養護老人ホーム　高麗	坂本３８５－１
特別養護老人ホーム　つばさ	田尻北７９２－１
特別養護老人ホーム　大井川睦園	高新田２３２６－５８
障害者支援施設　大井川寮	高新田７７８－１

問合先:　長寿福祉課
電話 054－626－1117

（３）やいづ防災メールの登録方法

●　登録作業の前に

迷惑メール対策などで受信拒否やドメイン指定受信などの設定をしている場合は、「yaizu@tokyoanpi.sbs-infosys.com」のアドレスか、「tokyoanpi.sbs-infosys.com」のドメインからのメールを受信可能にしてください。

設定方法が分からない場合は、携帯電話の取扱説明書をご覧になるか、各携帯電話会社に問い合わせてください。

１　空メールを送信

「yaizu-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com」へ空メール（件名や本文がないメール）を送信してください。

※　ＱＲ（キューアール）コードの読み取り機能が付いた携帯電話の場合は、右のＱＲコードをご利用ください。

２　返信メールを受信

空メールを送信すると数分以内に「やいづ防災メール　登録・変更のご案内」メールが届きます。

[date]2012/08/15 00:00:00
[title]やいづ防災メール　登録・変更のご案内

やいづ防災メールをご利用ありがとうございます。
24時間以内に下記のURLリンクにアクセスし、メールサービスへの登録、あるいは配信設定の変更を行ってください。本メールへの返信は受け付けておりませんのでご注意ください。
http://tokyoanpi.sbs-infosys.com/~yaizu/mell_entry.my=GKIIWEqGxxxxxxxxx

３　ＵＲＬ（ユーアールエル）にアクセス

受信したメール本文の中に記載されたＵＲＬにアクセスしてください。

4 登録

登録画面が表示されたら、利用規約を必ずご確認ください。規約に同意した上で「居住地域」「性別」を選択して登録してください。

※ 氏名や電話番号などの個人情報の登録は不要です。

やいづ防災メール
利用規約
本サービスを利用される場合は、上記の利用規約に同意したものとみなします。
■配信を希望するカテゴリを選択してください（複数選択可）（配信される情報には※印が付きます。）
地震・津波情報
気象情報

5 登録完了

「やいづ防災メールからのお知らせ」メールが届いたら登録作業は完了です。

[date]2012/08/15 00:00:00
[title] やいづ防災メールからのお知らせ
こちらはやいづ防災メールです。
[配信情報]
現在、配信を登録している情報は以下の通りです。
・地震・津波情報
・気象情報

問合先: 危機管理課
電話 054－623－2554

第３次焼津市障害者計画
～地域で 共に支え 高めあう まちへ～

平成２５年度～平成２９年度

発行年月日　　平成２５年３月

発　　行　　焼津市

編　　集　　焼津市 福祉保健部 地域福祉課

〒４２５－８５０２

焼津市本町５丁目６番１号

市役所アトレ庁舎１階

TEL：（０５４）６２６-１１２７（直通）

FAX：（０５４）６２６-２１８９

第３次焼津市障害者計画

～地域で　共に支え　高めあう　まちへ～